

平成30年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議会議録

第12日（平成30年10月 9日 火曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第1 議案第45号「平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」
から議案第62号「土佐清水市爪白キャンプ場の指定管理者の指定について」ま
での議案18件
（質疑）

日程第2 一般質問

～～～～・～～～～・～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

～～～～・～～～～・～～～～

議員定数 12人

現在員数 12人

～～～～・～～～～・～～～～

出席議員 12人

1番	谷口佳保君	2番	弘田条君
3番	武政健三君	4番	山崎誠一君
5番	吉村政朗君	6番	作田喜秋君
7番	岡本詠君	8番	甲藤眞君
9番	細川博史君	10番	前田晃君
11番	浅尾公厚君	12番	永野裕夫君

～～～～・～～～～・～～～～

欠席議員

なし

～～～～・～～～～・～～～～

事務局職員出席者

議会事務局長	窪内研介君	局長補佐	中嶋由美君
議事係長	前田利実君	主幹	谷前恭子君
主幹	岡林貴也君		

～～～～・～～～～・～～～～

出席要求による出席者

市 長	泥谷 光信 君	副 市 長	磯脇 堂三 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	横山 周次 君	税 務 課 長 兼 固 定 資 産 評 価 員	沖 比呂志 君
企 画 財 政 課 長	横山 英幸 君	総 務 課 長	野村 仁美 君
危 機 管 理 課 長	岡田 敦浩 君	消 防 長	上原 由隆 君
消 防 次 長 兼 消 防 署 長	宮上 眞澄 君	健 康 推 進 課 長	戎井 大城 君
福 祉 事 務 所 長	吉永 敏之 君	市 民 課 長	中津 恵子 君
環 境 課 長 兼 清 掃 管 理 事 務 所 長	田村 善和 君	ま ち づ く り 対 策 課 長	早川 聡 君
観 光 商 工 課 長	倉松 克臣 君	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	二宮 眞弓 君
水 道 課 長	谷崎 清 君	じ ん け ん 課 長	小松 高志 君
特別養護老人ホーム し お さ い 園 長	岡田 旭生 君	収 納 推 進 課 長	西原 貴樹 君
教 育 長	弘田 浩三 君	学 校 教 育 課 長	中津 健一 君
生 涯 学 習 課 長	伊藤 牧子 君	教 育 セ ン タ ー 所 長 兼 少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長	亀谷 幸則 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	井上 美樹 君	監 査 委 員 事 務 局 長	文野 喜文 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

午前１０時００分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

まずもって、議員並びに傍聴者の皆様をお願いをいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源をオフにするかマナーモードに切りかえていただくようお願いをいたします。

それでは、ただいまから平成３０年土佐清水市議会第２回定例会９月第２回会議第１２日目の会議を開きます。

日程第１、市長提出議案第４５号「平成３０年度土佐清水市一般会計補正予算（第３号）について」から議案第６２号「土佐清水市爪白キャンプ場の指定管理者の指定について」までの議案１８件を一括議題といたします。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第２、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順に質問を許します。

５番 吉村政朗君。

（５番 吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君） 皆さんおはようございます。５番、清友会吉村でございます。一般質問に入る前に少し自分なりの思いを、話をさせていただきたいと思っております。

先般の市議会議員選挙で、皆さんも御存じのように新しく１２名の議員が選任されました。そのうち６人が新人であります。市民の皆様からは、新人ばかりで大丈夫かよという声もよくお聞きいたします。それはそれとして、新人しかできないこともたくさんあると思っております。新人は新人なりに新しく改革するところは改革し、是正するところは指摘して、守るべきところは守っていききたいと思っております。

もう一つ、選挙戦で訴えてきたことがあります。それは議会のありようであります。市長も議員も選挙で選ばれております。議員は市長の行動を監視する、チェックする、そういう基幹を持っていると思っております。私が若いころ議員をやっておりましたら、一般質問で時の町長や課長が困る質問をすると質問が終わった後に、吉村君なかなかええ質問やったねと、先輩から褒められたものです。逆に課長は新人の議員が質問すると、最初にがつんとやっちょかんといかんというような課長も多々おりました。私は何回か傍聴にまいりました。そのたびに何回か執行部と議員が感情的な議論になっている場面に遭遇いたしました。私は大変そこを危惧しておりましたが、先般９月１４日だと思います。議会の散会の市長挨拶の中で、市長が、もう個人的な好き嫌いで質問や感情的な議論はもうやめにしましょうというような趣旨のお話がありました。私は全く同感であります。市長のことを好き嫌いでやるわけではなくて、是々非々で取り組んでまいりたいと思っております。そういう議会にしていまいりたいと思っております。

市長、よろしかったら御感想を一言いただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 議会制民主主義の原則というのは、最後はやっぱ多数決であります。しかし、その過程においては議会におけるルール、清水の場合は議会基本条例というものを制定しておりますが、そのルールに従いまして執行部は丁寧に、説明を重ねまして、そして議

論を重ねた末で最終的には多数の意見を採用する。これが議会民主主義というふうを考えておるところですが、しかしながら少数の意見も尊重すると。そして一回決まればみんなで進んでいくと。全員で進んでいくと。これもまた議会制民主主義のルールであると思いますので、そういう観点から、私は議会の新しい議員を前に、こういうふうにお訴えをさせていただきました。執行部の提案に対しては、あくまでも市民生活という物差しで真摯な御判断をいただき、この厳しい土佐清水市の状況を踏まえ、立場の違いや考え方の相違を乗り越えて、議会と執行部が持てる力を十分に発揮し、市民参加、市民との協働を旨として、市民の英知を結集し、市政の活性化と市民福祉の向上に取り組もうではありませんか。こういうふうに訴えたところがあります。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） ありがとうございます。まさしく言われるとおりだと思っております。物事が決まりましたら、チーム清水、全力で支えていきたいと思っております。

それでは長くなりました。一般質問に移らせていただきたいと思います。

それでは通告順に従いまして、進行させていただきたいと思います。

まず初めに、総務課長にお伺ひいたします。

清水市役所内のハラスメントについてお聞きいたします。昨今、テレビのワイドショーなどで、たびたびこのハラスメント、特にパワーハラスメントが話題になっております。

このハラスメントの定義は簡単に言いますと、いじめや嫌がらせだということであります。詳しく言いますと、こういうふうに書いております。他人に対しての発言や行為などで、意図している、していないに関係なく不快にさせたり傷つけたりすること。これがハラスメントの定義であります。種類もパワハラ、セクハラ、マタハラ、このさまざまなハラスメントがあるようでして、ハラスメントの種類は日々ふえていっているとされております。そしてどんな組織や団体でも大なり小なり抱えている問題だと認識しております。当然、市役所内でも起こり得る、もしくは起こっていることだと考えるのが自然だと思っております。

そこで総務課長、お聞きいたします。現在、ハラスメントに対応しているのはどの部署であるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

総務課人事係において、職員のさまざまな相談を受け付けておりますので、ハラスメントに

についても同様に相談があった場合は人事係を中心に対応しております。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） それでは過去にどのような相談があったのか、構わない範囲で相談内容と件数を教えていただきたいと思います。と思っています。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

平成27年度に1件、年休取得に関して上司の対応に関する相談がありましたが、双方聞き取りを行ったところ、ハラスメントには該当しなかったということはありません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） それでは、現在休職中の職員さんがいらっしゃると思いますが、何人いらっしゃいますか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

療養及び休職中の職員総数が7名となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） 当然、休職されているわけですから、それなりのそれぞれ理由があると思っています。それは担当課として把握しているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） 身体的疾患の方が2名いらっしゃいまして、精神的疾患の方が5名いらっしゃいます。また、長期にわたる場合は、それぞれ病院のほうにも病气調査のほうにも回っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君） その中にパワハラと思われる事案はあったかどうか、お聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

パワーハラスメントは、職場上の地位や権限の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて精神的・肉体的苦痛を与える行為と定義されておりますが、そのような事案に該当するものではありませんでした。

○議長（永野裕夫君） ５番 吉村政朗君。

（５番 吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君） やはりハラスメント、職場の中で圧倒的に多いのが、このパワハラだと思っております。今、課長が言われましたように、定義は大きく分けて３つあります。職場での地位・優位性を利用していること。そして業務の適性な範囲を超えた指示・命令であること。そして相手に著しく精神的苦痛を与えたり、その職場環境を害すること。この３つを定義とされております。そして種類は６つあります。１つ目は身体的侵害。２つ目は一番多いと思いますが精神的な侵害。３つ目が人間関係からの切り離し。そして４つ目が過大な要求。５つ目が逆に過少な要求。そして６つ目が個の侵害にあると言われております。

一般論としましては、パワハラは上司から部下に対するものが圧倒的に多いと言われております。それらのことを踏まえまして、これからの総務課としての取り組み方を教えていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

ハラスメントへの対応策としては、これまでもこうち人づくり広域連合が実施するハラスメント研修等への職員の参加や庁内研修を実施しております。

今年度は、１１月８日に庁内において、係長職以上の職員を対象として研修を実施することとしており、ハラスメントに関する知識や事例を知ることで、ハラスメントの防止やリスク回避を図っていくこととしております。

また、相談窓口や相談等の対応について要綱を定め、職員に周知を図り実施していきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） ５番 吉村政朗君。

（５番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 私もまだ具体的に各自治体でどういうふうな取り組みをしているか、まだ勉強不足でございます。できましたら、この議会が終わりましたら、先進的な取り組みをしている自治体等、団体等を詳しく調べて、また委員会等で話をさせていただきたいと思っております。このハラスメントの質問は、今の課長答弁で十分わかりました。市長に答弁を求めておりましたが、割愛させていただきたいと思います。

続きまして、企画財政課長にお伺いいたします。

予算編成のあり方について、お聞きいたします。現在、土佐清水市はシーリング方式、俗に言う概算要求基準というものを取っておられると思います。これは皆さんも御存じのように、シーリングというのは、あらかじめ要求額の上限を決めておくという方式であります。このシーリングは予算を抑えるためには大変有効だと言われております。しかし反面、新しい事業を起こしづらいとか不要な事業を固定化してしまう、そういう弊害もあると言われております。本来、予算のあり方は、基本的には清水の場合は第7次総合振興計画と整合性を取りながら、各課が清水にとって今何が必要かということを研究・追求して優先順位の高いものから計上していくことが基本だと思っております。

それでは企画財政課長にお聞きいたします。本市が予算編成でシーリング方式をとっている理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

シーリングというのは、英語で天井という意味でございまして、吉村議員がおっしゃったとおり、予算要求の上限、限度額を設定するためにこの方式を取り入れております。

その設定内容や率につきましては、そのときの国の地方財政計画や本市の財政状況等により違いがございしますが、近年で一番シーリング率の大きかった平成29年度を例にとって申しますと、このときは重点施策と義務的経費であります人件費・扶助費・公債費以外の経費を一般財源ベースで対前年度比15%減としております。これは普通交付税の減をあらかじめ予測し、その減額幅に応じてシーリングの率を設定したものであります。

なお、国におきましてこの方式で予算編成を行っておりまして、財務省が各省庁に予算要求できる上限額を目安として設定をしています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） このシーリング方式、やはりプラスマイナスが当然ございます。国の

ほうもシーリングを割と早くから導入していたように記憶しております。シーリング方式がだめだということではなくて、やはり基本的には今現在、清水にとって何が必要かという議論が優先されるべきだとは思いますが、そういうことも言っておられない状況にあるのかというふうにも理解するところでございます。

それでは、課長にお伺いいたします。本市はいつからシーリング方式を導入したのかをお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

シーリング方式を取り入れた時期につきましては、古い資料が残っておりませんのではっきりとした時期はわかりませんが、残っている資料で答弁をさせていただきますが、平成17年度からこのシーリング方式を取り入れております。この当時というのは、小泉政権のもと、三位一体改革が強力に行われていた時期でありまして、本市を含め各自治体が大変厳しい財政運営を強いられた時期であります。本市におきましても、平成17年度に15%、翌18年度には20%のシーリングを設定しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 答弁いただきました。

僕はもっと割と最近から始めた方式だと思いました。結構昔からやられているようであります。それにしてもマイナス20%、マイナス15%シーリングの予算編成いうたら、なかなか厳しい予算編成というのは想像できます。

よく自治体の予算編成を語るときに、家庭の家計と一緒に語られることがよくあります。例えば、家庭に例えて考えた場合に、家族5人、両親がおり、子供がおり、おじいちゃん、おばあちゃんがおる家庭でも、やはり年によって、その子供が高校受験、大学受験になるとときには教育費がかかるわけでありまして。おじいちゃん、おばあちゃんが介護状態になったら介護費がかかるわけでありまして。それぞれ、その年々によって必要な事業というのは変わってくると思っております。

このシーリング方式は、あくまで緊急措置的なものであるべきだと考えております。そのことを課長にも少し申し入れまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。課長ありがとうございました。

それでは、課長済みません。また引き続き、実質公債費比率についてお聞きいたします。

本市は実質公債費比率が前年の１７．９％から１８．９％と１ポイント悪化ということになりました。この実質公債費比率、簡単に言えば収入に対する借金返済の割合を示す数字だということが言えると思っております。公債費というのは、単年度で発生するものではなくて、ある程度予測されていたことだと思っております。実質公債費比率が１７．９％から１８．９％になった、その主たる原因をお聞きいたしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

本市は平成２３年度から、消防庁舎や清水中学校の建設のほか、市役所本庁舎の耐震補強工事など、地震・津波から市民の命を守るためのハード整備を数年間で集中的に実施してまいりました。これらの事業の実施に当たり借り入れした地方債の償還が、平成２７年度から平成２９年度にかけて本格化したことと、それとさらに平成２８年度の普通交付税の算定から平成２７年の国勢調査の人口が基礎数値として使われることとなり、本市は５年間で人口が２,２５１人減少したことにより、普通交付税が大幅に減額されたことなどが要因であります。

ただ、本会議初日に市長から提案理由説明で話があったように、この数値の悪化につきましては、以前から一定予測をしており、数年前からその対策について県と協議した上で、防災加速化基金を防災対策関連の公債費の特定財源として充当することにより、１８％未満に抑えることを予定しておりましたが、これができないという国の見解が示されたことによりまして、今回１８．９％となったところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ５番 吉村政朗君。

（５番 吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君） おっしゃるとおりだと思っております。

特に泥谷市長は何事も事業をやるのにスピード感を大切にされる方です。恐らく、その起債のほうも、時限立法的なものもあったのではないかというふうに想像もしておりますし、先ほども課長が言われたように、やはり人口減。５年に一度ですかね、国勢調査によっての人口割合によって交付税算入が決まってまいります。人口減による収入減は大変大きなものがあると思いますが、ある程度予測ができるものであります。

そこでもう一度お聞きいたします。財政健全化の指標は実質公債費比率だけではありませんが、１８％を超えるかどうか意識してきたわけでありまして。当然、１８％を超えたら何かが変わることがあるのだろうと想像いたしますが、そのあたりお聞きいたしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

実質公債費比率が18%を超えると、地方債の発行に当たりまして県の許可が必要となります。また今後、18%未満に抑えるための基本方針や、その方策などを盛り込んだ公債費負担適正化計画を策定する必要が生じます。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 5番 吉村政朗君。

(5番 吉村政朗君発言席)

○5番(吉村政朗君) この前、この実質公債費比率のことが10月5日付の高知新聞にも載っておりました。改めて確認をいたしますが、本市は起債許可団体になったということでしょうか。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

そのとおりでありまして、これまでは、協議制で協議という手続を経れば、県の同意がなくても地方債を発行することが可能でありましたが、今後は18%を下回るまでは、起債許可団体となり、県の許可がないと地方債の発行ができないということになります。しかしながら、本市ではこれまでも県の同意をもらわずに発行した地方債というのは全くありません。全て県の同意を得て地方債を発行しておりまして、これが許可制になっても、特段地方債の発行に際し、制限がかかるというものではございません。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 5番 吉村政朗君。

(5番 吉村政朗君発言席)

○5番(吉村政朗君) 大変よくわかりました。

それではお聞きいたします。現在、高知県下で本市以外に起債許可団体になっている自治体があるのか。また、なったことのある自治体はあるのかをお聞きいたしたいと思います。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

実質公債費比率が財政健全化の指標として導入されたのが、平成18年度からとなっておりまして、これまで県内11市のうち土佐市と香美市を除く9市で、18%を超えた時期がありまして、本市も平成18年度から平成22年度までの間、18%を超え、起債許可団体であり

ました。県のホームページに掲載をされております、平成１９年度以降の市町村別の実質公債費比率によりますと、高知市が平成１９年度から平成２４年度まで１８％を超えておりまして、室戸市が平成２１年度から平成２６年度まで。安芸市が平成１９年度から平成２３年度まで。南国市が平成１９年度から平成２１年度まで。須崎市が平成１９年度から平成２６年度まで。宿毛市が平成１９年度から平成２３年度まで。四万十市が平成１９年度と平成２０年度。そして香南市が平成２０年度から平成２２年度まで１８％を超えております。現在は本市のみが１８％を超えている状況であります。

以上です。

○議長（永野裕夫君）　５番　吉村政朗君。

（５番　吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君）　大変よくわかりました。

僕の記憶が定かでないのですが、昔、大豊町がそういうふうなことがありまして、たしか早期退職やボーナスカット、それといろいろ経費の節約で大騒ぎになったような記憶があります。

私が若いころ、議員やっていたころは、実質公債費比率というような言葉ではなくて、単に公債費比率というような表現を使っていたやに記憶しております。その当時、１８％を超える、２５％を超えるということは相当厳しい財政状況でないと、そういうふうにはならないというふうに認識しておりましたが、恐らくこれは課長に教えていただければいいと思うのですが、実質公債費比率という言葉になったのは、恐らく計算方式が以前より厳しくなって、なかなか昔やったら１８％を超えないのに、今は割とたやすくというか、そういうふうな計算方式に変わったのではないかというふうな感覚を持っております。今の課長に教えていただきました自治体の数も結構ありますし、それほど珍しいことではないということだろうと思いますし、現在の１８．９％が、過去において土佐清水市がもっと厳しい財政状況もあったこともあるんだろうなというふうに思っております。

ただ、起債許可団体になると、先ほど課長も言われましたように、公債費負担適正化計画の提出が必須になると思っております。これは原則７年以内に、計画を立てて１８％未満になるような計画をつくることが求められると思っております。この公債費負担適正化計画というものは、具体的にどういうものかをお示し願いたいと思います。

○議長（永野裕夫君）　企画財政課長。

（企画財政課長　横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君）　お答えいたします。

公債費負担適正化計画は、実質公債費比率が１８％以上２５％未満となった団体が、実質公債費比率を今後１８％未満に抑えるための基本方針や、その方策などを盛り込んだ計画であり

まして、平成31年度以降、地方債を発行しない場合の実質公債費比率の推移、あるいは平成31年度以降に予定している事業について、地方債を発行した場合の数値の推移などの推計を行いながら、いかに実質公債費比率を抑えて健全財政に取り組んでいくかということを盛り込んだ計画となっております。

なお、この計画につきましては、県とのヒアリングが実施をされまして、その後、県が国とのヒアリングを受けることとなっております。今後は、この計画に沿って、早期に18%を下回るような財政運営を計画的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 先にも述べましたが、実質公債費比率だけが財政健全化の指標ではありません。それは重々わかっております。それと清水は清水なりの理由があると思っております。例えば地震・津波対策であります。先ほど来、申し上げているとおり、泥谷市長大変スピード感を大事にされる方でありますので、時限立法等、有利な地方債をどんどん取り入れてきた結果、それに伴う学校や保育園の移転・新築、給食センターの建設。それと何より人口減による交付税の減収等々、いろいろ理由は十分理解しております。

ただ、市民感覚として、いきなり高知新聞のほうに県下で唯一起債許可団体になったということで、大変不安を覚えているところであります。しかも起債許可団体などという、何となくおどおどしいこの響きであります。やはり皆さん、市民の頭の中にあるのは18%とかいう数字ではなくて、夕張のようになりはせんかというような不安があると思っております。当然、今の実質公債費比率で、夕張25%とかいう、そういうレベルではないことは重々わかっておりますが、やはり、このまま借金をしていくと将来厳しいですよ。黄色信号とまでは言いませんが、黄色信号になる手前、18%だと思っております。

それと先ほど来、申し上げているとおり、18%という数字は大変厳しく算定されるようになりました。今まで18%未満は、課長が言われたとおり、協議という形で推移しましたが、18.9%になると、やはり計画を立てて県と相談しながら進めていくということになったわけであります。僕は、そこは課長、財政を預かる者は少し謙虚にならんといかんと思っております。

先般いただきました、市長のこの提案理由説明書。この中にこういうふうに書いております。実質公債費比率が18%を超えたとはいえ、地方債の借りに際し、国・県からの制限がかかるものではなく、市民生活に影響を及ぼすものではありませんので御理解のほどよろしくお願い申し上げますと書いてあります。まさにこのとおり、全然うそはないと思っております。

思っておりますが、少し、もう少し危機感を持った表現であったほうがいいのではないかなと思っております。それは先般、職員の方々に通知が回ったやに聞いております。経費削減に努めるようなというような訓示の内容であったと理解しております。皆さん大変御苦労されているのは重々わかっております。市民は、なかなかその内部までわかりません。新聞に出たこと、やっぱり不安に思います。そこは財政を預かる者は、先ほども言いましたように少し謙虚に財政を語っていただきたい。そういうふうに強く要望しておきまして、次の質問に変えさせていただきます。

続きまして、観光商工課長にジオパークについてお聞きいたします。

本市は現在、JGN日本ジオパークネットワークへの加盟を目指して、平成24年か25年ごろから活動を始めたと認識しております。少し議事録を調べてみました。平成24年9月に前杉村市長が、ある議員の質問にこう答えております。少し読んでみます。室戸が世界ジオパークになって、やがてうちも高知県全体でジオパークひっつけて売り出すような時期に来るんじゃないかというような答弁をされています。つまりこれは、僕は今までジオパークを語るときに、室戸のジオパークの二番煎じ、三番煎じの考え方であると思っておりましたが、杉村市長はこのとき表現が適切かどうかはわかりませんが、高知県全体で室戸のジオパークに便乗して清水も売り出していこうと。これはそれで一つの考え方だと思って理解しております。そもそも論になって大変恐縮ではありますが、ジオパークの認定を目指した理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

まず、ジオパークとは、岩石や地層など地球の歴史がわかる地質遺産、その大地の上に広がる生態系、それらの中で営まれてきた歴史・文化遺産を対象とし、その保全をベースに教育や観光などに活用することで、地域の持続的な発展を図るということを目的にしています。

本市は、1972年国立公園指定などを契機に観光施設整備等が行われまして、多くの観光客でにぎわいました。しかしながら、多様化する観光ニーズや施設の老朽化、そういうことが進んできた中で、観光客数は減少傾向にあります。これに呼応するように若齢人口は流出を続け、人口は減少し、地域経済は縮小の一途というふうに言われております。さらに、近い将来予想される南海トラフ地震への防災・減災対策も喫緊の課題というふうになっております。

そのために、地質・地形遺産と、そこに育まれた自然と、そこに暮らす人々の相互のつながりを見出し、地質遺産を活用する教育や観光を通じて文化的・経済的発展を促し、それを活用することで、またあわせて防災・減災への対策も重要とするというジオパークの仕組み自体は、

本市の抱える課題を解決するための人づくり、さらに活動がもたらす地域の活性化に最適な仕組みだというふうに考えております。

以上のことも踏まえまして、土佐清水ジオパーク構想は、地域を支える人づくりを基本に、持続可能な活動による地域の活性化、さらにその先にある観光振興を目指して活動していくということであります。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） これもちよっとまた議事録を調べてみました。平成26年6月議会におきまして、議長、永野裕夫議員が詳しく質問をされております。そのころは産業振興課の中に推進係が設置されていたようであります。そのとき、ちょっと余談ですが、おもしろい永野議員のやりとりがありまして、ジオパークについて市民にちょっと聞かれたと。今度、新しい公園ができるということは、どこに公園ができるのかというような質問を受けたというふうに、永野議員が質問の中で語っております。まさしく、いまだにその感覚で市民がおられる方が多くいると思っております。ちょっと余談になりました。

そのときの永野議員の質問の中で、費用に関するものがございました。その中の事例を少し紹介させていただきたいと思います。これは室戸での事例であります。平成20年度、初年度は人件費1名プラス100万円の予算でスタートし、平成21年度、翌年に人件費込みで3,000万円。平成22年度6,000万円。現地審査のあった平成23年度は7,000万円。それ以降は5,000万円で推移しているという答弁をされております。

そこでお聞きいたします。本市でジオパーク関連の活動でかかった費用を教えてくださいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

まず、平成26年度にジオパーク推進係を設置しておりますので、それ以降の決算額ということでお答えいたします。

平成26年度は、講師の報償費、大会参加費、関係負担金など合わせまして、合計142万6,000円。

平成27年度は、同じく講師報償費、大会参加旅費等合わせまして、合計574万1,000円。このうち、事業全体に高知県半島振興広域連携促進事業費補助金、2分の1の補助金ですが、これを149万1,642円を利用しております。

平成28年度は、この年度より、主な活動費につきましては推進協議会に補助金として支出

しております。その補助金、それから旅費、自動車の借り上げ料等を合わせまして、1,225万3,000円。推進協議会補助金のうち260万1,000円を高知県観光拠点等整備事業費補助金を利用しております。

平成29年度は、推進協議会補助金、それから旅費、自動車借り上げ料などを合わせまして、1,446万1,000円。推進協議会の補助金のうち412万9,000円を同じく県補助を利用しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 先ほど話しました室戸市の場合は、恐らく人件費も全部込み込みでの話だと思っております。それではジオパークを認定しますと、4年に一度でしたか、その検証といえますか、そういう作業がありまして、それなりの費用がかかるというふうにお聞きしております。

それでは、課長にお伺いいたします。認定後に予想されるランニングコストといえますか、このコストシミュレーションを算出されているのかどうかをお聞きいたしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

認定以降等に予想されるということなんですけれども、来年度以降の予算につきましては、まだその全体の事業計画等も確定をしておりませんので、細かい数字については算出しておりません。今回、認定見送りということになっておりますので、今後認定された後に、それがどうなのかということにつきましても、今のところ詳しい算定というのはしていない状況であります。ただ、市の総合振興計画の中では、来年度、再来年度とも1,000万円を計上するという計画を立てております。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 西予市では、ジオパークの経済的持続のために1億円の基金を積んだというようなお話も聞いております。認定を目指すのであれば、その後の計画も当然必要だと思っております。これはやはりランニングコストが同時進行で考えていくべきだと思っております。そのことを強く要望しておきます。

現在、市民のジオパークに対する興味や関心度は、残念ながら低いと思っております。もちろん市長や担当課、そしてジオパーク推進協議会並びに竜串観光振興協会ですか。商工会議所、

それに観光ボランティア会等々、御努力は理解しておりますが、いまいち盛り上がり欠けていると言われざるを得ない状況になっていると思います。最初のころのジオパークに対する私の感覚は室戸のイメージが強くて、ジオパーク、イコール観光の活性化だと思っていました。ところが、先ほど課長も言われましたように、目的理念を見てみますと最大の目的は地域を支える人づくりにあるということでもあります。

そこでお聞きいたします。ジオパークに対する市民の関心の低さ、原因はどこにあるのか分析されているのかお聞きいたしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えします。

ジオパークという言葉は、かなり認知されてきたのではないかというふうに考えております。それは看板やのぼり旗、ポスター、ポロシャツ、Tシャツ等の可視化による効果ではないかというふうに考えております。また、今回申請いたしまして、現地審査に来ていただきました。そのときの活動により、かなり認知はされてきたのではないかというふうに考えております。

一定高まってきているのではないかというふうには分析をしておりますが、ジオパークとは何か。そういうふうに掘り下げていきますと、その理解度は少し低いのではないかというふうに考えております。

一方で、これまで4年間の活動の中で、学校教育への活用は着実に広がってきておりまして、長いスパンで見るとジオパークの定着はこれからではないかというふうにも考えております。

いずれにしても、理解度が低いということにつきましては、やっぱり啓発活動、それから情報発信というのが、かなり足りなかったのではないかというふうな分析もしておりまして、今後、市民への認知度を上げ、ともに活動していけるよう、講演会や出前講座、冊子作成やSNSでの情報発信など地道な普及活動もしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 土佐清水ジオパーク構想基本計画の概要版を読ませていただきました。非常に内容の濃いものになっておりますが、少し学問的というか哲学的な部分も多々あるように思っております。ジオパークという名前は市民に浸透しているとは思いますが、中身に対してなかなかまだ理解度が足りていないように思っております。

それでは市長にお聞きいたします。平成25年12月10日、議会での市長の答弁を少し読ませていただきます。目玉であった観光施設の閉鎖、観光施設の老朽化、そして観光業者その

ものが弱体化してきている。その活性化の起爆剤として人々の営みを感じられるジオパークとしての取り組みを今後進めていきたいと思っております。高知県と連携いたしまして、現在、足摺海洋館、水族館、この整備計画を進めております。このことにより、土佐清水市全体の観光周遊時間の拡大、食、自然景観などの地域資源を活用した取り組み、合わせて推進をしてまいりたいと思います。このとき、たまたま僕は議会へ傍聴に来ておりましたので、すごく印象に残っております。泥谷市長が一番踏み込んだ答弁をされたときだと理解しております。ただ、残念ながら2回連続でジオパーク認定にならないという事実もございます。このことを踏まえて、現時点で来年以降もジオパーク認定に向けて取り組んでいかれるのかどうか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この平成26年12月の議会で、実質的にはジオパークの認定を目指すと言った議会だったと思いますが、あの当時からこの4年間、ずっとこのジオパーク推進の先頭に立って活動してまいりました。それで今思うことは、日本ジオパークに認定されることが目的ではないということがですね、だんだん感じてきております。というのは、認定というものはあくまで通過点でありまして、ジオパーク活動によって、その地域の発展を目指す。こういうことが真の目的ではないかというふうに考えるようになったところであります。このたび認定見送りという、本当に厳しい現実というのをしっかりと受けとめて、当面は10月の中旬に示される日本ジオパーク委員会の審査結果報告書というのが届きますので、それをしっかりと分析・検証して、改善計画といいますか、早期にもう一回見直しをしていきたいと思いますが、何はともあれ、先ほど議員が御指摘のように、市民の認知度というのが、やっぱり市民の盛り上がりというのが一番大切でありますので、11月10日には、審査に来ていただいた審査員の方をもう一回お招きをして、市民の皆さんを対象にした報告会をするような予定であります。ぜひ、それには皆さんの参加をしていただきたいと思います。持続可能な地域の発展を目指して、地域を支える人づくり、これを中心に据えて、もう一回、11月10日の会で市民の皆さんの意見もいただいて、そして全体でジオパークをもう一回、目指すという方向を示したいというふうに私としては考えておるところです。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 大変すばらしい答弁をいただいたと、ちょっと、思っております。

現在、事業に対するビーバイシーの考え方、国、大変今積極的にこのビーバイシー、投資対効果に対する考え方が浸透しておるように思っております。もちろんジオの効果は数字であら

わすのはなかなか難しい。特に観光面だけではなくて、地域を支える人づくりということがテーマでありますから、なかなかビーバイシーや費用対効果で語られるものではないという認識はもちろん持っております。それはそうであります、やはりそこも念頭に置いてジオ活動をしていくべきだと思っております。

ここで、たびたび済みません。また平成25年12月10日の市長答弁の中に、こういう言葉があります。これまでのキャンペーンやイベントを中心とした人集めの意味合いが強いような一過性の方策から、将来ビジョンを見据えた、もっとどっしりとした腰を落ちつけた取り組みをしてまいりたいというような答弁もされております。

先ほど市長も言われたように、ジオパーク構想はジオ認定が目的ではないと思っております。今、ともすればジオ認定が目的かのような活動に映っている市民も数多くいると思っております。市長、うまくいかなかったときは少し立ちどまって、足元を見て考えることも重要だと思っております。市長の大変いいところ、スピード感のあるところは認めておりますが、スピード感は独断と紙一重であります。スピード感を持って取り組んで失敗すると独断という表現に変わる場合が出てまいります。その独断と言われることを避けるために議会があるわけでありまして、委員会があります。そして諮問委員会もあります。ジオはジオの推進協議会があるわけでありまして。その中で十分議論を闘わせていただいて、市長がおっしゃったように、どっしりと腰を落ちつけて、ジオパーク構想は非常にいい構想だと思っておりますので、認定は認定、ジオパーク構想はジオパーク構想で分けて、ある程度取り組んでいってもいいのではないかというふうに少し申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

それでは、健康推進課長にお伺いいたします。高齢者福祉計画及び介護保険事業計画についてお伺いいたします。済みません、時間が余りなくて大変恐縮ではございますが、そこで課長、改めまして本計画の基本的な趣旨と本市のまちづくりにおける位置づけをお示し願いたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、本市における各種の高齢者福祉施策と介護保険事業の方向性や取り組み内容を示すことを目的として策定するものであり、高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8により、「老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。」と規定されています。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条により、「3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」と規定されています。

本市では高齢化率が４５％を超える状況の中、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その方の持つ能力に応じて自立した日常生活を営むことができる、地域包括ケアシステムの実現に向け、取り組んでまいりました。

これまでの取り組みを総括し、課題を明らかにした上で、全ての団塊の世代が７５歳に達する平成３７年度までの高齢者の動向や介護需要等も踏まえ、中長期的視点に立って、「土佐清水市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画」を策定しました。

次に、まちづくりにおける位置づけですが、まちづくり全体の方向性を定める総合振興計画と整合をとるだけでなく、本市の世代、枠組みを超えた地域共生を目指し、従来の福祉分野に捉われず、住民参加の支え合いの仕組みを確立する総合福祉の考え方にに基づき、地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画、障害者計画等の福祉に関する計画、高知県の関連計画とも整合をとり、一体的に施策を展開してまいります。

○議長（永野裕夫君）　５番　吉村政朗君。

（５番　吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君）　現在、この計画、第７期今年度から入っている。この黄色い冊子いただいております。読ませていただきました。大変充実した内容のものが書かれていると思っております。

今年度から３年間、第７期でスタートしたわけではありますが、第６期計画と何か相違点が出てきたのであれば、お示し願いたいと思っております。

○議長（永野裕夫君）　健康推進課長。

（健康推進課長　戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君）　お答えいたします。

国の基本指針では、第６期計画以降の市町村介護保険事業計画は、地域包括ケア計画と位置づけられており、団塊の世代が後期高齢者となる２０２５年までに地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

今回の国の制度改正については、介護医療院や共生型サービスなど新たな制度の導入が盛り込まれていますが、抜本的な改正というよりも認知症対策や介護予防など、市がこれまで取り組んできたことをさらに深めていくことが求められているものです。

本市においては、既に高齢者人口のピークは過ぎており、全国平均の２０年以上先を行く状況にあります。したがって、本市における地域包括ケアシステム構築のテーマは、限られた地域資源をより強固にネットワーク化することで切れ目のない支援体制を構築することであり、第７期計画では、第６期計画で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムのためのつながりを着実に深化・推進する取り組みを位置づけています。

その一環として、第7期計画では高齢者、子供、障害者等の介護・福祉サービスを組み合わせて総合的に提供する総合福祉サービス拠点の整備を計画しています。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 地域包括ケアシステムに関する一部法改正があったとお聞きしております。具体的な説明をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が、平成29年5月26日に成立し、平成29年6月2日に公布されました。

改正内容としては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを趣旨として改正されました。

改正された内容としては、地域包括ケアシステムの深化・推進として、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進。次に、介護保険制度の持続可能性の確保として、現役世代並みの所得のある者の利用者負担の見直し、介護納付金における総額報酬の導入、そのほか介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進。以上が改正の主な内容です。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 本計画は3年ごとの見直しで推移していくものであります。その都度、策定協議会を開いて計画を練っていくわけではありますが、策定委員、今10何人かおられると思います。医療機関の代表や各団体の代表で選任されております。その中に市議会議員から委員は一人も入っておりません。何か理由があるのであればお示し願いたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

平成11年3月、議会運営委員会で市が設置する各種協議会、委員会への議員の就任をしないことの申し合わせを決定しており、これ以降は議員が委員として就任しない取り扱いとなっています。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

(5 番 吉村政朗君発言席)

○ 5 番 (吉村政朗君) 了解いたしました。

2025年問題を踏まえまして、健康推進課、大変仕事のボリュームがふえてまいっていると思います。土佐清水市超高齢化社会、間違いなくやってきております。どうぞ職員の皆さん、一致団結して、この高齢者福祉計画に従って質の高い事業を行っていただきたいということをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 (永野裕夫君) この際、暫時休憩をいたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長 (永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

まずもって、傍聴の皆様をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をオフにするかマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。

それでは、引き続き一般質問を行います。

10番 前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番 (前田 晃君) 皆さん、おはようございます。日本共産党の前田晃です。

まず初めに、今回の選挙では、市民の皆さんのお力によりまして再び市議会に送り出させていただきました。私は皆さんの、この負託に応えまして、皆さんの声を市政に届けるために引き続き全力で頑張っていきたいと思っております。また、大きく世代交代の進みました、この市議会が二元代表制のもとでしっかりと市政をチェックする機能を果たすことができるよう、議会基本条例に基づいた議会改革に対してもしっかりと頑張っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして3点の質問をさせていただきます。

まず1つ目は、それこそ今回の市会議員選挙の告示前に問題が発覚をしまして、行政への信頼を大きく損なうことになりました、障害者の雇用促進にかかわる質問です。障害者の雇用につきましては、皆さん御承知のように民間企業及び国・自治体などの公的機関は障害者雇用促進法によりまして、障害者を一定の割合以上雇用することが義務づけられております。その法定雇用率が、この4月から民間企業は2%から2.2%へ。そして国や自治体などは2.3%から2.5%へと引き上げられました。国は、この法定雇用率達成のために、みずから努力するとともに、民間企業が雇用率を達成できるよう指導することになっていきますけれども、今回の問題は、この範を示すべき国の機関が障害者の雇用数を水増しして雇用実態を偽り続けてきたということですから、民間企業や国民から大きな批判の声が上がるのも当然だと思います。

市長にお尋ねをいたします。この国によります障害者雇用の水増し問題についての御所見をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 国の省庁や地方自治体において、障害者の雇用率が水増しされた問題は、障害者への差別をなくし障害者雇用を指導・推進する立場にある公的機関ではあってはならない行為であると考えます。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 政府が行いました、中央省庁の障害者雇用の水増しにかかわる調査によりますと、国の33行政機関のうち約8割に当たる27機関で不適切な障害者数の算入があったこと。また中央省庁に雇用されていた約6,900人の障害者のうち、半数以上の3,460人が水増しされていたこと。そしてその結果、平均雇用率が2.49%から法定雇用率を大幅に下回る1.19%に半減したことなど、その内容は実に驚くべきものでした。

厚労省のガイドラインでは、障害者雇用の対象者は障害者手帳の交付が原則とされているそうですが、中央省庁では、この障害者手帳を未確認のまま職員を雇用数に算入し、ルール無視のずさんな運用が続けてこられたと言われております。

市長答弁では触れられませんでしたけれども、国の省庁でこれほど大規模に不正が行われていたということは、それだけ多くの障害者の雇用機会が奪われていたということです。この水増しにより、就労を通して自立と社会参加を目指す障害者の皆さんの受けた、この不利益ははかり知れず、障害者の働く権利を国が奪った重大事態だと言わざるを得ません。また、この水増しは身体障害者の雇用が義務化された当初から行われていたとの指摘もあります。もしそうだとすれば、第三者による検証委員会が立ち上げられたというふうに聞いておりますけれども、まず政府みずからが40年以上にわたって、この障害者の権利を奪ってきたこの問題の全体像をきちんと明らかにする責任があると私は思います。

ところで、この水増し問題についてですけれども、中央省庁にはとどまりません。この間、地方自治体での障害者雇用の水増しも指摘をされていまして、その中には高知県の知事部局や教育委員会、また高知市や土佐市などのケースも含まれておりまして、この9月県議会では尾崎知事が障害者雇用での県のずさんな対応を謝罪しております。

そこで総務課長にお尋ねをいたします。本市の市役所の障害者雇用。雇用数や雇用率はどのようなになっているのでしょうか。昨年度、29年度についてお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

平成29年度における算定の基礎となる職員数231名に対して、障害者数5名、雇用率は2.16%となっております。実雇用率だけ見ますと、法定雇用率2.3%を下回っていると思われませんが、職員数231人に法定雇用率を乗じますと、1人未満の端数切り捨てとなることから、5人をもって法定雇用率を達成していることとなっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私の手元に去年12月高知労働局が発表しました、平成29年障害者雇用状況の集計結果というプリントがあります。これは高知労働局のホームページからとったものですが、ここには県内の民間企業と公的機関の障害者の雇用状況。29年度であれば6月1日時点が集計されていて、その中に本市の状況も掲載をされています。この内容は、先ほど総務課長が報告をされた内容がそのまま入っているんだというふうに私も理解しておりますけれども、この中には、先ほど課長お話になりましたけれども、算定の基礎となる職員数が231名。雇用している人数5人。実質雇用率は2.16。これ2.3よりも低いですが、この231人に0.023を掛けて5.313と出ますので、この1未満切り捨てということですから、0.313を切り捨てて5人と。これ5人を確保すればいいというお話のようです。

続けて、総務課長にお尋ねをいたします。それでは昨年度、本市が雇用していた障害者の種別と、その等級について伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

身体障害者手帳の1級または2級に該当する重度身体障害者の方が2名、身体障害者3級以下の身体障害者の方が1名で、実人員は3名となっておりますが、雇用率の算定において重度身体障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントすることになっておりますので、先ほど申しました障害者数としては5名という計算になっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） 今、課長の説明がありましたけれども、実質には３名の雇用ということですが、そのうちお二人が重度の障害ということで、ダブルカウントをすると。だから２名ですが、４名と数えて、残りの１名を足して５名ということで足りているというお話ですね。

私さっきお尋ねしました、障害の種別。種別についてはどういう障害なのでしょうか。種別です。お答えがなかったように。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） 障害の種別というところで、身体障害者というところでお答えしたつもりですが、足りなかったでしょうか。

○議長（永野裕夫君） １０番 前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） ごめんなさい。私、身体障害者はわかっているんですが、その具体的な障害の中身ですね。それについてはお話しはいただけないということですか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

障害の種別につきましては、プライバシーのこともありますのでお答えいたしませんでした。

○議長（永野裕夫君） １０番 前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） あとの質問ともかかわりがありますので、ちょっとお尋ねをさせていただいたんですが、プライバシーの問題があるということですので了解をいたします。

では、続けて総務課長にお尋ねをいたします。水増しありとされた、この中央省庁・自治体では、厚労省のガイドラインが要請しております障害者手帳の確認をせずに雇用数に算入していたことが問題とされております。土佐市では９月議会でこの問題が取り上げられまして、何と雇用していた５人全員が障害者手帳を所持していなかったということが明らかになっています。

本市で障害者手帳の確認についてはどのようにしているのか、総務課長にお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

毎年、年末に行っている年末調整において、本人障害者控除を申告する場合は、身体障害者手帳等その根拠となるもののコピーを添付することとしておりますので、それにより確認しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） この問題は、職員のプライバシーの問題がいろいろ出てきますので、この障害についてはプライバシーのため本人に聞きづらいという実態が結構あるようです。土佐市も、プライバシーに配慮して手帳の提示を求めずに、健康診断書で判断をしたということのようです。本市では、今お話ありましたけれども、年末調整の際の手帳のコピーで確認をしているということでありました。厳密に言えば、年度初め、あるいは臨時職員であれば採用時に手帳の確認をするというのが本来のルールだと私は思うわけですがけれども、継続して雇用する場合、年末調整の際に毎年手帳を確認するということになっているのだらうと思いますけれども、これは許容範囲の中に入るのかなというようなことも思います。

総務課長にお尋ねをいたします。ことし30年度6月1日現在の障害者雇用状況については、既に高知労働局へ報告していると思われましますが、本年度の障害者の雇用状況はどうなっているか。29年度と比べて変化があれば、変化があつてどうなっているかをお話ししていただきたいと思います。また、その手帳の確認にかかわって年末調整の際のコピーでいいのかどうか。そういったところについて、高知労働局から何らかの指摘はなかったかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

平成30年度おける算定の基礎となる職員数は228名で、障害者数は5名、雇用率は2.19%となっております。先ほど議員がおっしゃったとおり、本年4月より法定雇用率が2.5%に引き上げられておりますが、職員数に法定雇用率を乗じますと5人ということになりますので、30年度においても法定雇用率を達成することになっております。

また、去る9月6日に四万十公共職業安定所長が来庁され、平成29年度の内容について再点検と調査がありましたが不備がないことの確認を受けております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） 本年度も法定雇用率を満たしておるということのようですけれども、障害者手帳の確認についても別に指摘はなかったということのようです。

この水増し問題については私も心配しましたが、本市においては、そういった問題はなしということで了解をいたしました。

それでは、続けて総務課長に、この採用後の障害に応じた労働環境の整備についてお尋ねをいたします。先ほど障害の種別をお尋ねしましたのは、ここでちょっとお尋ねもしたかったんですけれども、本市で雇用されている障害者の皆さんがスムーズに仕事ができるように、その労働環境においてはどのような配慮や条件整備がなされているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

対象者の方に必要な配慮や条件整備についてのこれまでの状況や今後について確認させていただきまして、過去にトイレの改修要望がありまして改修をした事例のほかは、特に業務を行うに当たり必要な配慮や条件整備はないとお聞きしております。

○議長（永野裕夫君） １０番 前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） 過去にはトイレの改修の要望があったということでもあります。特にそれ以外はなかったということですから、障害を持っている方からの要望がなかったということなのかもしれませんけれども、憲法２７条、ここには勤労の義務、それから権利というのが制定されています。それからまた障害者雇用促進法が、障害のある方の労働の権利を保障すること。そしてそのための条件整備を事業主や自治体に求めています。本市においても、こういう人事担当課がこの声を吸い上げるところなんだろうと思いますけれども、この障害のある方が働きやすい、そういった環境づくりに今後とも力を注いでいただきたいというふうに思います。

水増しの問題はここまでにしまして、次に障害者の採用の問題について、総務課長にお尋ねをいたします。本市の来年度の職員採用１次試験が９月、先月行われましたけれども、障害者の採用については本市ではどのような取り扱いになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えします。

これまで一般行政職の受験資格において、身体障害者の受験資格を身体障害者手帳１級から６級まで手帳の交付を受けている方で、自力通勤、介護なしで事務の可能であり、活字印刷文

による出題に対応できる方として募集しております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今、答弁をいただきました。

続けてお尋ねをいたします。この本市の採用試験の受験資格の中に、今お話がありましたけれども、身体障害者は入っているんですが、他の障害種別、知的障害、精神障害が入っておりません。その理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えします。

まず先に、県内の障害者の採用募集の状況ですが、高知市が受験資格により療育手帳及び精神障害者福祉手帳の交付を受けている方を昨年度より追加しており、今年度採用試験に当たっては、受験資格に身体障害者の記載のありますのは、当市のほか2市1町となっております。

障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、本年4月より精神障害者を法定雇用率の算定基礎に追加されるとともに雇用率の算定に当たり特例措置が設けられました。この特例措置におけるQ&Aによりますと、精神障害者の職場定着率が週20時間から30時間勤務の場合が最も高く、就職後に30時間以上の勤務に移行する割合が高いというデータなどによる労働政策審議会障害者雇用分科会での論議を踏まえたものであるということです。知的障害者や精神障害者の方への配慮や条件整備を考えますとき、短時間勤務から始める等も配慮の一つではないかと考えます。

しかしながら、本市の現状として一般行政職としての業務内容を勘案し、短時間勤務としての採用は困難なことから身体障害者に限定しているものです。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 続けて、総務課長にお尋ねをいたします。

本市の採用試験の案内の中には、この身体障害者にかかわって括弧書きで別枠採用ではありませんというふうに書かれております。なぜ、別枠採用にしていないのか。その理由についてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

一般行政職として募集しておりますので、障害のある・ないにかかわらず採用試験の方法や

内容、採用後の職務内容は同じであることから別枠採用としておりません。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） この間、私は聴覚障害の子供さん、高校を卒業されたということですけども、その子供さんのお持ちのある市民の方から、市役所のこの障害者の採用について別枠で採用してもらいたいという声を聞きました。その理由は健常者と同じ枠では採用されるかどうか分からない。だから応募しても期待できない。別枠採用だと障害者の採用が確実なので希望が持てるということでした。私はもっともだと思いました。

そこで、先ほど課長のお話の中にもありましたけれども、県内の状況を調べてみますと、先ほど課長ありましたように、高知県は、身体障害者を対象に別枠で募集していました。市では香美市が、県と同じように身体障害者を対象に別枠で募集しています。また、ここから課長のお話ありましたけれども、高知市は障害者を身体・知的・精神、全てを対象に別枠で募集をしていました。そして近隣の四万十市・宿毛市ですけれども、これは募集要項そのものに障害者募集の記載がありませんでした。念のために四万十市に問い合わせますと、今回は定期の採用では募集してないけれども必要なときは募集するというお話でした。別枠かどうかの説明は、ちょっと私聞き漏らしてしまいましたけれども。

ここで副市長にお尋ねをいたします。障害者の採用については、どの自治体もこの法定雇用率を満たす義務と責任がありますので、その達成に向けて退職者や雇用率の動向を見きわめながら対応しているのではないかと思います。また、本市を初め、ほとんどの自治体で受験資格に入れております身体障害者も、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内臓や循環器機能障害など、障害の種類も程度もさまざまありますので、それにあわせた、先ほどのお話もありましたけれども、条件整備などを勘案しながら検討しているのではないかというふうにも思っています。

そういったいろいろな課題はありますけれども、例えば障害者の定年退職で補充が確実に見込める場合、最近では再任用があって、そういうこともちょっとケースは違ってきますけれども、補充が確実に見込める場合については別枠で採用することも可能ではないかというふうに思います。必要なときだけでも別枠で採用することができれば、障害を持つ皆さんにとっても希望になりますし、丁寧な対応として市政への信頼も高めることにもつながっていくように私は思います。また、先ほどもお話ありました、障害者雇用促進法の改正によりまして、これまでの身体障害者と知的障害者に加えまして本年度から精神障害者が法定雇用率の算定基礎に入ることになりました。条件整備の課題はもちろんあるとは思いますが、この点からも高知市のように、受験資格の障害種別の拡大についてもぜひ検討をしていただければと思います。障

害者の別枠採用及び受験資格の障害種別を拡大することについての副市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

先ほど総務課長が答弁したことや、これまで本市では法定雇用率を達成したことなどにより、別枠採用は行っていないのが現状でございます。

しかしながら、先ほど議員がおっしゃったとおり、今後の職員の退職や雇用の促進等に関する法律の趣旨などを鑑み、障害者の別枠採用について採用試験の方法や必要な条件整備等について、別枠採用している市町村の事例を参考に検討してまいりたいと考えております。また、あわせて身体障害者以外の障害者の採用が本市の実態に即して可能かどうかをあわせて検討していきたいというふうに思っています。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 大変前向きな答弁をありがとうございました。検討どうぞよろしく願いをいたします。

最後に障害者の臨時的任用にかかわって、続けて副市長にお尋ねをいたします。本市の臨時職員の募集と採用につきましては、一般事務員を初め6つの職種で希望者を登録し、必要に応じて採用することになっています。臨時職員でも障害者は別枠ではなく、先ほどの正規職員と同様、健常者と同じ枠での募集採用という取り扱いになっていると思われます。そうなりますと、臨時職員を希望する障害者の方には、先ほどの市民の声と同じように採用されるかどうかわからないという思いが生じるのではないのでしょうか。市内のある聴覚障害の方が臨時職員に登録をしたけれども、なかなか採用されないし連絡もない。障害のせいではないかと不安に思っているという話を聞きました。ハンディーを持ちながら働きたいと願う障害者の皆さんに対しては、市は制度上でもっと配慮してもいいのではないのでしょうか。臨時職員の場合も障害者を別枠で採用したり、長期の待機者には連絡を入れて状況説明を行うなど、この不安を払しょくするような特別な手だてや配慮が必要ではないかと思います。臨時職員を希望する障害者への別枠採用や連絡といった特別な配慮、手だてについて副市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

議員御案内のように、本市の臨時職員の採用につきましては登録制をとっておりますので、登録された方から業務の内容を勘案して採用を行っております。登録された方に対して採用がある・なしを障害者、健常者問わず行っていないのが現状でございます。

現在の臨時職員の採用形態のほとんどが産休・育休や病休などの職員の代替としての採用や一時的な業務増による採用ですので、障害者の臨時職員採用について、どういう形態で採用が可能か今後検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 臨時職員の採用につきましては、空きがないとなかなか入れないという状況があると思いますので、なかなか事前に予測するのは難しいところがあるのかもしれませんが、しかし、産育休なんかにつきましてはね、これは事前にわかるわけでありますので、そういった点につきましては極力障害を持った方の希望について、情報提供ぐらいは構わないのじゃないか、今の状況はこういう状況ですというようなお話ぐらいは、私もしてもいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

今回の国や自治体による障害者雇用の水増し問題では、先に触れましたように雇用の実態を偽装して障害者の働く権利を奪ってきた公的機関の責任が、厳しく問われなければならないと思います。しかし、その背後には、行政改革や定員合理化計画など、国の政策として公務員の雇用が大きく減らされてきたことも見落としてはならないと思います。また、人事評価制度の導入で、公務の現場が民間並みの競争と成果主義が主流となって、ハンディーを持つ障害者が仕事をするには、厳しい環境になりつつあるようにも思います。障害を持つ皆さんにとって働きにくい職場は、健常者にとっても働きにくい職場ではないでしょうか。市役所の労働環境を、障害者も健常者もいきいきと仕事ができるよう、しっかりと整備していただくことを要請しまして、次の質問に移りたいと思います。

2つ目は、保育所の待機児童にかかわる質問です。厚労省はことし4月時点で自治体が認可しました保育施設に入れなかった待機児童数が、1万9,895人だったと発表しました。前年より約6,000人ほど減少したとはいえ、依然として2万人近くが待機児童という実態は深刻だと思います。また、ほかの保育所などを利用し、待機児童としてカウントされない隠れ待機児童は約7万人に上るということでもあります。全国的には、この待機児童の7割が都市部に集中してしまっていて、認可保育所の不足と保育士不足が待機児童を解消できない大きな理由になっているということでもあります。このように述べますと、待機児童は都市部の問題だと思ってしまいましたが、実はそうでもないようです。

そこで福祉事務所長にお尋ねをいたします。本市の待機児童の状況についてお伺いをいたし

ます。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） 本市の待機児童の状況ですが、平成30年10月1日現在で、三崎保育園でゼロ歳児が1名、きらら清水保育園でゼロ歳児が7名となっております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 現在、本市ではゼロ歳児の待機児童がきらら清水保育園が7人、それから三崎が1人、合計8人ということであります。

なぜ、この田舎の清水で待機児童なのか。その理由について、福祉事務所長にお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） 年度当初は入所申請者数が確定しており、それに準じて職員を配置しますので待機はありませんが、年度途中の入所申請に対して職員が不足する場合は、臨時職員で対応しているところです。最近は全国的にも保育士不足が課題になっており、近隣の四万十市なども含めて臨時保育士の確保が困難となっていることが原因となっています。特にゼロ歳児は児童3名に対して1名の保育士が必要となりますので、先ほど申しましたように現在の待機児童については全てゼロ歳児となっています。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 続けて、福祉事務所長にお尋ねをいたします。この待機児童解消に向けて、福祉事務所としてこれまでどのような対応をとってこられたかお尋ねをしたいと思えます。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） 臨時保育士の募集を毎月の市広報に掲載し、四万十市のハローワークにも募集を出しています。また、全国どこからでもインターネットで検索できる福祉のお仕事という福祉人材センター・人材バンクにも登録して募集を行っています。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今、若夫婦の共働きというのが普通になっておりまして、ゼロ歳児

保育を求める声も本市でも広がっているということですが、この子育て支援を基本政策の柱に掲げております、この泥谷市政は、この声をしっかりと、この声に応えなければならないというふうに思います。

保育士の配置基準は、先ほど所長の答弁にもありました。ゼロ歳児では児童3名につき保育士1名となっていますから、きらら清水保育園では7名ですので3名の保育士、三崎保育園では1名の保育士、合わせて4名の保育士が確保できれば本市の待機児童問題については解決するということになります。しかし、なかなか所長答弁にありましたように、いろいろな手だてをしても、希望者がいないということで解消できていないというのが実際のようなようです。この間の福祉事務所の皆さんの頑張りにつきましては、私は十分理解をしているつもりですが、とにかく保育士が確保できればゼロ歳児待機児童の解消ができるわけですから、そのために素人ですが3つ提案をさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、先ほど所長答弁の延長線上ぐらいのことなんですけれども、まず保育士募集の大量宣伝をするということです。例えば、先ほど広報の話がありました。10月広報にもスペースの6分の1、1ページぐらいのところに、ほかの御案内と一緒に出てましたけれども、あれを1ページぐらい、もう全部1ページ取りきって、数か月それを載せて募集をするとか、また保育士募集の見ばえをするポスターですね。今、国会議員のポスターなんかいっぱい張ってますけれども、あれぐらいの大きさのやつを4、500枚つくって、公的な機関に張るとか。その写真は保育の現場の写真とか所長の笑顔の写真とかですね、そういったものを入れて、とにかく大量宣伝をするというようなことはいかがでしょうか。

それから2つ目です。これは保育士免許を持っている人の名簿をつくるということです。先ほどの答弁ではいろいろ対象者も探してやられているというふうに思いますけれども、この対象者をさらに広げるために、一度地区別に保育士免許を持っている人を洗い出すということをしたらどうでしょうか。そしてそれを名簿に整理をすると。調査はこの福祉事務所だけではなく大変ですので、市役所の職員の皆さんにも居住する地域の調査に協力していただくと。協力を求めるということです。それから区長、地区の婦人会、退職保育士、退職教職員などにも協力を求めて、その情報を収集すると。そしてそので上がった名簿をもとに園長や事務局が個別に折衝していくというふうなことはいかがでしょうか。

以上、2点の提案ですが、福祉事務所長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） 広報への掲載など紙面上の状況もありますので、広報への一面全部の掲載とかポスターの作成などはなかなか困難かもしれませんが、免許所有者について

は市職員や現在いる保育士などからも情報を聞き入れて、保育士免許を持っている人がいることがわかれば直接交渉に行くなど、常に情報収集は行っています。名簿の作成については個人情報などの関係もありますので困難な状況であります。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 目立つ取り組み、募集してますよという目立つ取り組みと、やっぱりその何とかゼロ歳児保育を解消したいと。ゼロ歳児の待機児童を解消したいという本気度を示すような取り組みが私は必要ではないかなというふうに思っています。引き続き、そういった点での検討なり頑張りをお願いしたいと思います。今2つ目です。

そして3つ目です。これが何といっても本命になるわけですがけれども、臨時保育士の処遇改善の問題です。保育の仕事は子供の豊かな発達を促す重要な仕事です。専門的な知識や技能、経験を必要とする上に、近年は子供の育ち方や保護者の願いが多様化する中で、仕事の量・質とも年々増加し、多忙化が進んでいるというふうに聞いております。にもかかわらず、本市の臨時保育士の処遇については、多少の改善があってもまだまだ不十分だと言わざるを得ないと私は思います。保育の仕事内容に見合うだけの処遇がなければ、臨時保育士の希望者はまず見込めないのではないのでしょうか。

副市長にお尋ねいたします。私は一昨年の6月会議で臨時保育士の賃金や休暇などの労働条件の改善を求めて質問をいたしました。そのときに、副市長と市長のお二人から経験加算や休暇制度の見直しを検討したいという答弁をいただきました。その後、その当時の翌年ですから、今から言えば昨年になりますけれども、4月から保育士の経験年数を考慮する経験加算が実施されることになり、これは臨時保育士の皆さんからも大変喜ばれています。この経験加算での執行部の皆さんの御尽力に感謝を申し上げたいと思いますけれども、しかしもう一つの休暇制度については改善されることがなかったように私は思います。この休暇制度について検討された結果を副市長にお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

議員御案内のように、平成28年6月会議の前田議員の質問に対して、私から今後賃金の経験加算及び休暇制度、四万十市さんが実施しているような生理休暇等の見直しの検討も必要とと思っていますと答弁させていただきました。答弁にありますように、検討が必要と었던のは賃金の経験加算と休暇制度の見直しでありましたので、まずは臨時職員の生活に直接に影響のある賃金の経験加算の導入を、議員が今おっしゃったように昨年度、平成29年度から行

っております。議員は御承知だと存じますが、平成２８年度までは一律日額７,３００円であったものを、経験年数３年未満は７,５００円。３年以上は７,８００円。７年以上は８,２００円。１０年以上は８,５００円へと日額の改善を行ったところでございます。このことにより臨時職員の方からは高い評価を得ているものと確信しております。ちなみに保育臨時職員の経験加算を行ったことにより、介護臨時職員の経験加算の導入も本年度、平成３０年度から実施しております。

一方、休暇制度の見直しにつきましては、議員も御承知のとおり、昨年、平成２９年５月に成立・公布されました、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律。施行は平成３２年度からですが、により、地方自治体の臨時職員・非常勤職員のほとんどが会計年度任用職員へと移行することになります。現在、明確化されていない休暇制度につきまして、国家公務員の非常勤職員の休暇制度に倣って、年次休暇、産前産後休暇、介護休暇、生理休暇等の休暇制度を条例規則等で明確化が義務づけられております。現在、その準備を行っておりますので、それにあわせて休暇制度の見直しを行っていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） １０番 前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） ありがとうございます。一昨年の質問でも触れましたけれども、生理休暇、産前産後休暇、育児時間などは労基法に基づく母性保護や労働者保護にかかわる休暇制度です。総務省の臨時・非常勤職員の任用等に関する通知でも、法令に基づいた適切な対応を自治体に求めています。これに基づいて、四万十市などでは臨時職員にも夏季休暇３日、忌引休暇２日から５日などの特別休暇が保障されているというふうに理解をし、前回も紹介をさせていただきました。会計年度職員の制度改正ができました。これは私いろんな見方があると思うんですけれども、さまざまなその休暇制度なんかの権利保障があったとしても、これは臨時職員を固定化するといいますかね、労働契約法１８条をね、外れた中身に完全になっていきますので、こういった問題が私はあると思っておりますけれども。一定それを待ちたいと。その制度設計をやっておるということですのでよくわかりました。それを待たずとも、事前に検討することも可能だと思いますけれども、なかなかそこまでは手が回らないのかもしれない。ありがとうございました。

処遇改善について副市長に引き続きお尋ねをいたします。臨時保育士の希望者をふやすための一番の処遇改善策といいますのは、何ととってもやっぱり基本給の大幅増額ではないかと思えます。仕事は大変でも賃金がよければ頑張ってみようということになるはずで。現在、本市の臨時保育士の賃金は、先ほど副市長の答弁ありました。一日７,５００円、それに経験加算が加わって、上が８,５００円となっております。ちなみに本市の臨時保健師の賃金は一日１万

円。これは経験加算がないということです。それから臨時看護師は一日9,600円から、それに経験加算が加わって、上が1万3,300円となっています。これが保育士との関連で加算を加えたという、先ほど答弁がありましたけども。保育士も、また保健師や看護師と同様に資格や免許が必要な専門職であります。そういう点で言えば、保育士にも一日1万円程度の賃金保障がなされても不思議ではないと思います。

そこで提案したいと思います。保育士の賃金を今より1,500円賃金を引き上げまして、一日9,000円、それに経験加算を加えて上が1万円ということにしたらどうでしょうか。その上にさきの休暇制度も整備をすれば、市内はもちろん市外からも保育士の希望者が殺到するのではないかと思います。2、300円のわずかな賃上げでは、これも大事なことなんですけれどもインパクトがありません。保育士の希望者を確保するために、臨時保育士の賃金を思い切って一日1,500円引き上げて一日9,000円から、それに経験加算を加えて上を1万円にする。そのことを提案したいと思いますけれども、副市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 先ほど答弁したように、昨年度に見直しを行いました。さらに見直しが必要であれば、先ほど答弁しました会計年度任用職員制度が平成32年度から導入されます。それに合わせて、検討を行いたいというふうに思っています。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 突然の提案でなかなかね、やりますみたいな、検討しますは難しいかもしれませんが、やっぱりゼロ歳児の待機児童解消のためには、やっぱりこういった思い切った手だてが私は要と思います。条件整備が必要だというふうに感じております。私の計算では、一日1,500円の賃上げは、月21日の計算で3万1,500円。1年でボーナス込みで44万1,000円。臨時保育士が20人で計算しますと、一年間に880万円ほど人件費が新たに必要になります。しかしそれは、市の一般会計の予算100億円からすると0.1%にもなりません。ごくわずかです。ちなみに近隣の臨時保育士の賃金は、先ほどお話にありましたが、四万十市が一日7,500円。これは経験加算ありません。宿毛市が一日7,700円から経験加算が加わって、上が8,600円となっています。一日9,000円、それに経験加算が加わって上が1万円はインパクトがあって、必ず保育士の確保につながると思います。ぜひ御検討いただきたいと思います。

さて次に、待機児童問題には直接の関係はありませんが、きらら清水保育園の職員構成について、ここでお尋ねをしておきたいと思います。きらら清水保育園は3年前のスタート時点か

ら他の園と比べて臨時保育士が多く、その割合も高い状態が続いていると聞いております。

福祉事務所長にお尋ねをいたします。現在のきらら清水保育園の職員数とその内訳。正規保育士、臨時保育士、パート保育士及び保育士全体に占める臨時保育士の割合をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 吉永敏之君自席）

○福祉事務所長（吉永敏之君） お答えします。

正規職員が11名、臨時職員が17名、パート職員については朝何時間とか夕方何時間とか、多くの人に可能なときに時間単位で働いてもらっているので人数は決まっていますが、平均すると毎日4、5人来てもらっています。臨時の割合については60.7%となります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今の答弁で、きらら清水保育園では相変わらず臨時保育士の数も割合も6割を超えているということですのでけれども、高い状態にあることがわかります。

市長にお尋ねをいたします。きらら清水保育園の保育士のこの配置状況につきましては、市民の皆さんから、なぜ正規の保育士より臨時の保育士の数が多いのか。また、それは保育活動に影響はないのかといった疑問や心配の声がよく聞かれております。そういった市民の声に市長はどうこたえるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 臨時職員の割合が高くなっているということは承知をしております。ただ、臨時職員の中には園長も経験をし、退職された方や、経験豊富な職員が多数おりますので、それによって保育活動に影響というか支障を来すということはないというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私も、臨時だからだめだということは全く思っておりません。ただ、こういった心配は私しています。きらら清水保育園で臨時保育士が多い状態、これが続いているのは、私は泥谷市長が、保育園の民営化にこだわり続けているためではないかというふうに思っています。市はきらら清水保育園がスタートした3年前に民営化に向けた保護者説明会を開きましたが、保護者の猛反対を受けて民営化を断念し、そのままになっております。

市長はいずれ保護者の意向が変わり民営化ができると考えて、きらら清水保育園に多くの臨時保育士を残しているのかもしれませんが、これが保育園の運営や保育活動にとって、私は大変大きなマイナスになっていると思います。

市長にお尋ねをいたします。きらら清水保育園では、正規の保育士も臨時保育士もフルタイムの勤務で仕事内容も全く同じだと聞いております。ところがその処遇につきましては大きく違っておりまして、正規の保育士の年収は50代ではおおよそ600万円ほどでしょうか。片や臨時保育士の年収は200万円をわずかに上回る、ワーキングプアすれすれのところにあり、収入では2、3倍の差がついています。これでは同一労働同一賃金の原則からも大きく外れていますし、また休暇や福利厚生 の制度も、先ほど触れましたように未整備のままで、同じ職場で同じ仕事をしているのに驚くほどの処遇の格差ができています。これでは保育園の運営や保育活動に影響を及ぼさないはずがありません。一刻も早く、この不正常な状態を正す必要が私はあると思います。そのためには、市長がこのきらら清水保育園の民営化をきっぱりと断念をして保育士を臨時から正規に切りかえていく必要があると思いますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私は、これまでも行政改革にかかわってトップダウンで推し進めるといような手法はとっておりません。このきらら清水保育園につきましても、この新しい運営をどうするのかという議論を行う。当時は新清水保育園の運営を考える委員会という、これは審議会なんです、そこでいろんな議論をいただいた経過もあります。そのことも十分踏まえながら、今後もこの取り組みを進めてまいりたいと思いますが、ただ、この地方分権が進む中で大変厳しい財政状況を克服し、少子化への対応など市政に託されたさまざまな課題に対応するため、行政改革、これを庁内で進めておるところであります。当然、保育所運営のあり方についてもこれまで議論し、また議会でも議論をしていただいて、この市民参加の審議会からも答申を受けながら検討を重ねてきた経過があります。その中で保護者の就労形態などの変化により、多様化する保育ニーズに即応し、下川口それから三崎、この全保育園で乳児保育、つまりゼロ歳児保育も推進してきておりますし、延長保育や、この土佐清水市の伝統的ない保育であります障害児保育、これの拡大と充実にも取り組んできております。あわせて子育て支援センター事業の実施など、保育所独自で細かく対応してまいりました。

今後におきましても、保護者を初め、いかに子供を中心とした保育にするのか。また時代の変化に対応して迅速かつ柔軟に対応できるよう、さまざまなケースを想定しながら聖域を設けず検討してまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） トップダウンではなくて、市民の声や保護者の声を十分聞き対応するというこのようですけれども、それは大いに私は結構だと思います。そのとおりだと思うんですけれども、保育活動というのは、組織的・集团的に進められております。職員同士の共通理解と協力は保育活動にとって必要不可欠で、この対等平等な労働条件というのは、私はその土台になるというふうに思っています。条件整備こそが行政の仕事でありますので、私は、市民の声を聞くことは大事だというふうに思っておりますけれども、市長が、きらら清水保育園の民営化について、きっぱりと断念をして直営で進めていくという腹を固めること。そして現在きらら清水保育園で働いています力量のある臨時保育士さんからの採用も含めて、保育士の正規採用にしっかりと取り組んで一刻も早く正常な職員構成に戻すことを、最後に市長に強く要請をしておきたいと思います。

もとに戻します。本市のゼロ歳児の待機児童を解消するためには、何といたっても保育士不足を解決しなければなりません。そのためには保育士の処遇改善が大前提で、まず求められるのは必要な保育士を正規採用にすることだと思います。それが厳しければ次善策として臨時保育士の賃上げを柱にした労働条件の改善を図ること。これが絶対だと思います。限られた予算をどこに使うのか。その選択で泥谷市政の真価が問われていると思います。市長の掲げる、「子どもは宝」を具体的な施策でしっかりと証明をしていただくことをお願いしまして、次の質問に移ります。

毎回、最後になって時間切れになって申しわけないですけれども、最後は、小中学校の学校教室のエアコン設置の問題についてです。記録的な猛暑の中、学校の授業や行事の最中に熱中症などで倒れる子供たちが相次ぎ、全国で、この学校での暑さ対策が問題となっております。文科省の調査によりますと、公立小中学校の普通教室のエアコン設置率が約5割。設置率は徐々に上がっていますが、自治体によってその格差が非常に大きいというふうに聞いています。ちなみに高知県は19%、全国で34位。全国平均の半分以下の設置率ということになっているようですけれども、そこで学校教育課長にお尋ねをします。本市の小中学校のエアコン設置状況についてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

現在、土佐清水市には小学校6校と中学校1校の7校があり、エアコンの設置状況を申し上げますと、校長室、職員室、事務室、保健室は、全ての学校に設置をしております。

次に、特別支援教室を含めた普通教室では４７教室中２７教室に、また、理科室や音楽室などの特別教室では、４７教室中３３教室にエアコンを設置しているところであります。

なお、清水小学校及び清水中学校では、職員室を初め、普通教室や特別教室の全てにエアコンを設置しております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） １０番 前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） 今、設置状況についてお話がありました。私もちょっと一覧表をもらっているんですけども、清水小中についてはもう全教室ということです。そのほかの小学校ですが、普通教室の未設置が１９室、特別教室が１４室、合わせて３３室が未設置ということのようです。

実は、私学校のエアコンの設置については、余りこれまで乗り気でありませんでした。なぜかといいますと、学校でエアコンを使うと、子供が汗がかけなくなって、健康上よろしくないのではないかというふうに心配をしていました。ですから学校のエアコン設置については、それほど前向きでなかったんですけども、朝日新聞の記事で、「エアコンを使うと汗のかけない子になるの？」という記事を読みまして考えが一変しました。その記事によりますと、暑さになれて汗をかく力、これを身につけることを暑熱順化というそうですけれども、暑というのは暑中見舞いの暑、熱は熱ですね、順は順応するの順、化けるですね、暑熱順化というそうですけれども、この暑熱順化は一日に１、２時間暑い環境にいれば数日から２週間程度で起こるということでした。簡単に言うと、普通に通学や体育の授業、遊びなどで１日１、２時間程度暑い中にいれば、授業でクーラーの中にいても２週間以内には、この暑熱順化が起こる。すなわち、汗をかく力が身につくということでした。ですから、学校にエアコンを設置しても汗のかけない子供にはならない。健康上問題なしということになります。

教育長にお尋ねをいたします。私はこの記事を読んで、急遽、エアコン設置前向き派になりまして、この質問をさせていただいておるわけですが、猛暑から子供の命と健康を守るとともに、子供たちが快適な環境で学習に取り組むことができるように、小中学校の普通教室、そして特別教室へエアコンを設置することについて、教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

小中学校におけるエアコン設置状況につきましては、先ほど学校教育課長が答弁いたしまし

たとおりで、市内7小中学校の校長室や職員室、保健室など既に完備しており、普通教室では57.4%、特別教室では70.2%の設置率となっております。

エアコンの設置による教育環境の整備は、学力向上や児童生徒の集中力、学習意欲の改善などに効果があると言われております。

また、近年の温暖化の進行や特にことしの夏の記録的な猛暑などから、その必要性は認識しており、これまで特別支援教室や体調不良の児童・生徒が休養する保健室、図書室などを優先して設置してきており、改築いたしました清水小学校及び清水中学校では普通教室を初めとした全教室等にエアコンを完備しているところであります。

今年度は、本市で初めてとなる給食を開始したことから、児童生徒が快適な環境のもとで給食を食べられるよう、ランチルームを優先してエアコンの設置を行ったところであります。

近年の猛暑を気象庁では災害と捉え、文部科学省は猛暑対策は急務として次年度予算にエアコン導入等を促す方針を示しております。

学校における暑さ対策は、重要な課題と認識しており、今後も児童生徒が授業に集中できる環境整備に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

もう時間がなくなりました。

最後に市長にお尋ねをいたします。このエアコンの設置につきましては、先週末に政府が小中学校の普通教室でエアコン設置などの費用として約1,000億円、エアコン用が約800億円の補正予算案をこの秋の臨時国会に提出する方針を固めたという報道がありました。国による予算措置も大いに期待できるように思うわけですが、そういった国の動向も含めまして、このエアコン設置についての市長の御所見をお伺いしたいと思います。

これで質問は全て終わりますので、前向きの答弁で締めくくっていただきたいと思います。

議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど教育長より答弁がありましたが、前田議員も言われました文科省が来年度予算の概算要求の中で、公立学校の施設整備全体では本年度の約3.5倍に当たる2,400億円を盛り込む方針と聞いておりますので、その状況を注視しながら順次整備してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

(10 番 前田 晃君発言席)

○10 番(前田 晃君) 私の質問は、これで全て終了です。どうもありがとうございました。

○議長(永野裕夫君) この際、午食のため、午後 1 時 15 分まで休憩いたします。

午後 0 時 11 分 休 憩

午後 1 時 15 分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

4 番 山崎誠一君。

(4 番 山崎誠一君発言席)

○4 番(山崎誠一君) 皆さん、こんにちは。清友会の山崎誠一です。

議長の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

初めての質問です。不手際もあらうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

私、さきの市議会議員選挙で、市民の皆様から市民の声の代弁者として議会へ送り出させていただきました。皆様の悩みや心配していること。また、こうしたらもっとよくなるかという基本的な声を政策や活動、行動に生かしていきたいと思っております。土佐清水市におけるさまざまな課題に一生懸命取り組んでいく覚悟でございます。

私自身、漁業関係の仕事に 35 年携わってまいりました。その間、さまざまなことに出くわしました。その中でも、特に平成 15 年には土佐清水市にあった貝ノ川、下川口、三崎、清水、以布利、下ノ加江の旧 6 漁協が合併し、土佐清水市漁業協同組合となり、20 年には布漁協が加わるという形で高知県漁協の一員になるといった激動の時期に身を置いてまいりました。そして来年 4 月には、市内の漁協としては最後になりますが、窪津漁協も高知県漁協へ加わりと聞いております。

そういった経過の中で、土佐清水市では基幹産業である水産業の振興について、これまでさまざまな取り組みが行われてまいりました。最近では施設整備の面で浦尻に冷凍保管施設や残渣加工施設等をつくる予定で進んでいます。それらの施設でもたらす地域産業への波及効果は大きいと信じております。そしてその効果は、メジカの浜値の値崩れ防止や節納屋の原魚の確保だけでなく、水産加工業を初め、さまざまな経済効果を生むと認識しています。今後、水産業の再生に大きな効果があると改めて思っております。一生懸命応援していかなければならないと信じております。

しかし、農産物、水産物の販売拡大を進めていく中で、気がかりな法改正がありました。それは食品衛生管理法の改正のことです。これまで土佐清水市では、米、野菜、果物などの農産物や魚介類などの水産物、また宗田節を初めとする水産加工品などが市内は無論のこと、市外

県外へ地産外商の食品として売り出されています。それらは関係する業界へ広く知られ、信頼された品物として取り扱われており、ブランド化したものも多くあると認識しています。そして土佐清水市の大きな基幹産業となっているのです。

そういった時期に、本年6月の食品衛生管理法の改正では、2年以内に全ての食品事業者が国際基準に沿ったこれまで以上の高いレベルでの衛生管理が義務化されるという内容でした。そして、その2年間という時間は短いし早急な対応が必要と思われるのです。衛生管理の方法は以前からあり、各事業所ではさまざまな取り組みを行ってきたと認識しております。しかし、今回の改正は高いレベルでの改善であり、消費者にとっては喜ばしいことであるものの、基幹産業的には一大事ではないかと思われます。

衛生管理は食品の製造工程や荷づくり工程などの途中で食中毒を起こす原因となる病原菌がつかないようにすることや、石、ガラス片、金属片、プラスチック、寄生虫などの異物の混入を防ぐなど、さまざまな危険要素をあらかじめ特定し、継続的に監視して安全性を確保する必要があります。そしてその管理方法はハサップシステムという管理認証方法で行われてきたと承知しています。また、農業の分野でも安全な農作物をつくるという目的で、農業生産工程管理、「GAP」という名称であり、これらは以前から実行されていたし、奨励もされてきたと思います。この管理制度を充実活用していくことが、消費者に安全で安心される食品を供給できるとされるし、衛生管理の向上が消費者への信頼と安全の約束、イコールブランド化となることで、あわせて品質向上が土佐清水の水産物・農産物生産業者を守り育て、経営を持続発展されると確信しています。

そういった観点から、この食品衛生管理の手法、制度を早く広く知らせ、管理制度のやり方の取得を促す必要があると思っております。

そこで、今度の食品衛生管理法の改正について、農産物や漁業関連加工食品の地産外商などに対する影響はどの程度なのか。そして食品事業者の認証制度取得の状況はどの程度か。また、こういった周知、指導をしていくのか、農林水産課長の所見をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（総務課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

食品衛生法等の一部を改正する法律により、原則として全ての食品加工業者にはハサップに沿った衛生管理が義務化されますが、ことし平成30年6月13日の法の公布から2年以内に施行され、さらにその後1年間の猶予期間が設けられておりますので、直ちに影響を及ぼすことは少ないのではないかと考えます。しかし3年間程度の準備期間があると言いましても、食

の安全性に対する消費者意識が高まる現在、今後３年を待たず、ハサップに沿った衛生管理に基づいた加工食品の取り扱いをだんだんに求められると考えられます。本市を代表する宗田節や地場産品を使った加工食品業におきましても、できるだけ早い段階からの取り組みが必要であると認識しております。

ハサップとは、食品加工業者みずからが原料入荷から製品出荷までの全工程の衛生管理を行い、製品の安全性を確保する衛生管理手法のことであり、そのものの認証を取得するというものではありませんが、高知県ではこれに先立ち県内全ての食品取扱施設がハサップに基づく衛生管理が実現できるよう段階的に取り組み、徐々にステップアップできる仕組みとして、ハサップを取り入れた認証制度「高知県食品総合衛生管理認証」、いわゆる高知県版ハサップを策定しているところです。

この高知県版ハサップの本市における認定状況を山崎議員が質問されたと思いますが、ことし９月末現在では３事業者にとどまっている状況のようです。

事業所には各機関を通じて制度改正について周知されていることとは思いますが、法改正から間もないことから認識が薄い、また認識されていない事業者も多いのではないかと思います。まずはこの高知県版ハサップの認証を取得できるよう、庁内関係課で連携を取りながら周知に努め、法の施行されるまでには各事業者がしっかりハサップに対応できるように取り組みたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君）　４番　山崎誠一君。

（４番　山崎誠一君発言席）

○４番（山崎誠一君）　ありがとうございました。この新認証制度についての取得について、課長のほうから段取りよく説明をしていただきました。ありがとうございました。このことにつきましては、将来的にも大事なことだと思っておりますので、どうかこれからもしっかりとやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

続いて、衛生管理の認証の取得について、どう支援していくかお聞きします。衛生管理には、農業でも漁業でもソフト面の改善運営マニュアルまでの習得や、ハード面での施設整備の改善・改修の必要が出てくると予想されます。支援体制について、農林水産課長にお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君）　農林水産課長。

（農林水産課長　二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君）　お答えいたします。

現在、本市独自での支援は実施しておりませんが、高知県におきましては、ハサップ導入に

必要な基礎知識や改善運営マニュアルの習得を支援する一般衛生管理研修やハサップ研修の開催、また、ハサップアドバイザーなど専門家の派遣制度を実施されておりますので、これら支援制度の周知や事業者の皆さんが参加しやすい本市での研修会の開催を県に依頼するなどの支援を行っていきたいと思っております。

去る7月に宗田節加工業者を対象とした説明会を実施したところですが、参加された9加工業者全てが高知県版ハサップの申請手続を進めております。

今後におきましてもハサップに関する研修や説明会などには、できる限り多くの事業者に参加していただけるよう、市としても周知の方法を工夫し、支援を行っていきたいと考えます。

なお、認証取得のための施設改修やハード整備に対する支援制度は、現在のところ市単独では実施できておりません。国や県の制度を見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。いろいろと整備関係につきましては予算のことだと思います。それからそういうことで支援制度を逆に取得していただきまして、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

次に、水産物市場の統合についてであります。本年9月7日に窪津漁業協同組合と高知県漁業協同組合が来年4月の合併に向けた仮の契約書の調印式がありました。それに関連することで、高知県内の漁協のあり方について、高知県の県1漁協の将来像を考える委員会が示した水産物市場の統合案では、以布利港、窪津港に水揚げされる魚を清水魚市場へ集約するという提案がなされているようであります。そういった状況で、既に以布利市場での魚は来年度には清水魚市場へ搬送し、荷さばき、せりにかけるなど一連の計画で進んでいるようです。

そういった中で、以布利市場から大量の魚を清水へ搬送するわけですが、鮮度保持の問題や搬送時間や人手の問題など、受け入れる清水魚市場の関連はクリアしていると思ひますが、送り出すほうの以布利市場での大型定置の魚の選別や水揚げに時間がかかるといったことなど、特に問題はないのでしょうか。窪津漁協でも窪津市場へ大型定置が水揚げをしており、将来、清水魚市場へ魚の搬入をすることについて、どのような指導・支援が必要か、農林水産課長の所見をお伺ひいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

市場統合による漁獲物の拠点市場への集荷につきましては、既に高知県漁協の一部支所で実

施されており、本市の以布利市場においても、議員がおっしゃるように来年４月から清水市場への集荷を行うため、現在、補助事業により運搬車の導入や鮮度保持のための備品整備の準備を進めているところであります。

多くの事業者が参加する清水市場で集約して入札を行うことで、浜値の向上が期待できると思いますが、清水市場は優良衛生品質管理市場の認定を受けている市場であることから、特に漁獲物の水揚げや運搬時の衛生・鮮度管理の徹底など課題もあると聞いております。

高知県漁協では、４月の本格実施に向け、十分な実証を行った上で対応していくとのことですので、市としても実証の中で見えてくる課題を共有し、具体的な対策を協議しながら支援してまいります。

なお、窪津市場の統合につきましては、高知県１漁協構想による案段階でありますので、将来的に具体的計画が示されるときには、市としての支援策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ４番 山崎誠一君。

（４番 山崎誠一君発言席）

○４番（山崎誠一君） ありがとうございます。私、３５年という、先ほど言葉も出しましたが、その間いろいろですね、市のほうからもいろんな援助をいただきまして、ここまで漁協が、立ち直ってきたという経過もあると思います。今のところ、漁協も今回、昨年度の決算では、黒字になったということも聞いております。これまで市の、手厚い支援のもとにですね、何とか漁業も立ち直ったなというふうに思っております。これからもできるだけお金のことが伴いますが、よろしくお願いしたいと思ひまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次に水産振興の新規漁業者育成について質問させていただきます。土佐清水市の漁業関係者でも高齢化が進み、漁師を廃業する人がふえている。現役の漁師も高齢化率が高くなっており、前回の市議会で高齢化する現役漁師へのサポートが質問としてありました。その答弁に、浜の活力再生プランの切りかえ時期であり、新規就業者や担い手の育成、後継者育成を行っていくという発言があり、水産振興に引き続き力を注いでいくんだという力強い気持ちを感じられました。そういった取り組みの中で、新規漁業者の育成事業の現状について、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

新規漁業者の育成につきましては、現在、自営型漁業者向けの新規漁業就業支援事業と雇用型漁業者向けの担い手育成団体支援事業により育成事業を実施しております。

本市では、平成１２年度からの事業開始から、ことし９月末現在で２８名が漁業研修を行い、そのうち１６名が自営漁業者として独立、２名が独立に向け現在準備中、４名が現在も漁業研修を実施しております。

この間、指導していただいている漁業者の御協力や漁協の受け入れ態勢の強化もあり、県下でも本市は先進的な取り組みを実施できておりますが、独立に要する漁船の確保や独立後のフォローアップ体制が十分でないこと、また、新規漁業者にとっては内容によっては相談窓口が異なるという不安があるなど多くの課題もありました。

これらの課題も受けて、高知県においては毎月１０月１５日から新たに県漁業振興課内に高知県漁業就業支援センターを設立し、漁業研修生や就業希望者に対するワンストップ窓口を開設することになっております。ちょうどお昼のＮＨＫのニュースで取り上げられておりました。

今後年度内には、高知県、漁協、市町村で組織する委員会により、この支援センターの機能充実について協議検討を進め、新規漁業者が安心して漁業に就業できるサポート体制を構築していくことになっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君）　４番　山崎誠一君。

（４番　山崎誠一君発言席）

○４番（山崎誠一君）　ありがとうございました。これまで、私も先ほど３５年の漁業組合での経歴について少し触れた中で、やっぱり新規漁業者についていろいろと仕事をさせていただきました。現在、４名の研修の方がおられるということで、この４名の方を、早急に完全な漁業者として独立させていただければありがたいと思っております。

次に、漁業就業者対策についてお聞きします。漁業就業者の減少という流れの中で、定置漁業関係者からも乗組員の募集をしても応募者が来ないという声を聞くことがあります。このことは労働条件に合わないことも一つの原因かもしれませんが、地域に人がいない、若者が少ないといった労働人口の減少も少なからず影響していると思われるのです。土佐清水という地域だけではなく、高知県はもとより全国に向けた募集もあってもよいのではないかと思います。

高知県が取り組んでいる移住者対策や乗組員の確保という観点から、募集の方法を後押しする意味で、当面漁業就業者の雇い入れ策とか支援策といったものはないか、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君）　農林水産課長。

(農林水産課長 二宮眞弓君自席)

○農林水産課長(二宮眞弓君) お答えいたします。

本市の漁業者数は自営漁業、雇用漁業者ともに減少しておりまして、山崎議員御指摘のとおり、定置網漁業など一定数の雇用者が必要な漁業形態にとっては人員確保の面では苦慮している状況であることは認識しております。

漁業者の確保については、先ほどの答弁と重複しますが、平成12年度からIUターン者を中心に漁業研修支援制度に取り組んでいるところではありますが、漁業従事者の減少には追いつかない状況ではあります。

一方で、近年、大都市から地域に興味を持たれる地域おこし協力隊の広がりも実感しておりまして、漁業における活性化や漁業の後継につながる地域おこし協力隊も検討していけるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、新規漁業者の育成につきましては、先ほど答弁いたしました高知県漁業就業支援センターの機能が十分生かされるよう、支援、そして協力しながら本市の漁業における課題に即した漁業就業者の育成に取り組んでまいります。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 4番 山崎誠一君。

(4番 山崎誠一君発言席)

○4番(山崎誠一君) 重複したような話もあって、申しわけなかったと思います。どうかよろしくお願いします。

それでは最後になりますが、ここまで農産物、水産物などの食品の衛生管理についてお聞きしましたし、また水産振興についても市場統合や新規漁業者の育成、そして就業者対策など支援指導の見地からお聞きし、貴重な答弁をいただきました。これら全体の事柄についての所見を泥谷市長にお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 本市を取り巻く漁業の現状と課題、さらには課題を克服する施策について、漁業従事者の確保・育成、そして新規漁業就業者支援事業などの取り組み、また食品衛生管理法の改正に伴う高知版ハサップの状況など、農林水産課長から詳しく答弁がありました。

山崎議員は、もう本当に35年間漁協職員としての経験がある、いわゆる水産振興のプロでありまして、私も平成17年、18年に水産商工課に在職中には本当に毎日のように漁協のほうにお邪魔をいたしまして、一緒にこの振興施策について取り組んだ経験がありますので、本当に懐かしく思っておりますし、また山崎議員御指摘のように大変厳しい漁業環境ではありま

すが、高鮮度処理や販売促進など水産物に付加価値を高める活動を支援し、あわせて地産外商にも力点を置きながら、漁業者の所得の向上と水産業の振興をこれからも進めてまいりたいと思っております。

また、浜の活力再生プランにつきましては計画策定の切りかえ時期にきておりますので、現場の声を十分に反映できる計画にしたいと思っております。それから高知県１漁協の将来を考える委員会の私も委員でありまして、この前最終案の取りまとめをして、間もなく最後の会を今月中にやりまして、提案書を知事のほうに報告すると、そういう流れになっております。

山崎議員もかかわってこられた、この高知県１漁協構想、漁協合併をめぐる簡単な経過についても少し触れたいと思っておりますが、平成１０年から高知県下７８の沿岸地区漁協を７つにまとめる県下７漁協構想に基づき漁協合併が進められた結果、平成１５年、宿毛市・大月町の１６組合が合併し、すくも湾漁協。旧大方の４組合が合併し大方町漁協、土佐清水市においても６組合が合併、後に布漁協が加わるわけですが、土佐清水漁協が設立されました。また、当時の橋本知事が平成１６年２月議会の冒頭で、県１漁協構想へ移行すべき旨を表明したのを受けて、平成１７年７月に高知県１漁協構想検討委員会、その年の１２月には高知県１漁協構想推進委員会を設置。その取り組みによって平成２０年４月、高知県内の２５組合が合併して高知県漁協が設立されましたが、県内では、いまだ１９組合が合併に参画しておりません。土佐清水市の窪津漁協もこの合併には加わらず、独自で経営を続けてまいりました。この間、修学旅行の民泊、それから大漁屋や海鮮館など直販所にも力を入れると同時に、地域の活性化に資するさまざまな事業を展開してまいりました。

しかしながら、漁業者の減少や漁獲高の低迷、施設の老朽化など経営基盤の問題から、平成３１年４月より、高知県漁協と合併することになりました。この間の瀧澤組合長を初め、役職員また地域の皆様には、この場をおかりいたしまして、心より敬意と感謝を申し上げます。

この合併によって、土佐清水市の全ての組合が高知県漁協に結集することになりましたが、今後の取り組みといたしましては、人材の育成確保・マンパワーの強化、産地市場の機能強化・販売事業の強化、新規就業者の育成・経営指導の強化、自己資金の増強・財政基盤の強化など、漁協を取り巻く課題を解消しつつ、これまで培ってきた地域の特色や漁村の伝統文化を守りながら、漁業の振興と地域の発展につながることを期待し、支援していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（永野裕夫君）　４番　山崎誠一君。

（４番　山崎誠一君発言席）

○４番（山崎誠一君）　市長、ありがとうございました。市長からのですね、漁業を初め、農

業についてのといった基幹産業の振興について、力の入った答弁をいただきました。これから
も一層力を注いでいただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休 憩

午後 1時50分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

発言通告順により質問を許します。

8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） 皆さん、こんにちは。議席番号8番の甲藤眞です。よろしくお願いいたします。

清水を守る、清水を育てるを政治信条に議員活動をさせていただいている私の政策の一つが、
教育によるまちおこしを目指す校前町構想というものであります。校前町構想を考える中で、
清水高校の存在意義は非常に大きいものがあります。2014年10月に高知県教育委員会に
おいて、生徒数の大幅な減少への対応、グローバル教育の推進、震災に強い教育環境整備など
のために、県立高等学校再編振興計画が策定され、その県立高等学校再編振興計画は、その後
10年間の県立高等学校のあり方と方向性を示した基本的な考え方に基づいて、県立高等学校
の再編振興を実現するための具体的な実施計画で構成しています。そのうち実施計画では、平
成35年までの10年間を前期と後期の2期に分けて策定することになっております。今、ま
さに後期実施計画が策定される時期となっています。清水高校の活性化を目指して質問、提案
をさせていただきます。

まず、直近の5カ年間の清水中学校の清水中学3年生数と清水高校への進学者数についてお
教えください。学校教育課長にお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

清水中学校から清水高校普通科への進学者状況について年度を追って申し上げます。平成
25年度、卒業生105名中、進学者42名、進学率40%です。

以下、年を追っていきます。

26年度、卒業生119名中、進学者51名、進学率42.9%。

27年度、卒業生116名中、進学者47名、進学率40.5%。

28年度、卒業生103名中、進学者47名、進学率45.6%。

29年度、卒業生89名中、進学者33名、進学率37.1%となっており、近年の入学率は、おおむね40%台で推移をしているところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） ありがとうございます。少子化で生徒数減少の中、4割程度の進学者数であることがはっきりわかりました。私自身、40数年にわたり本市で私教育にかかわってきていましたので感覚的にはわかっていたことでしたが、はっきり数字で把握すると、ますます県立高等学校再編振興計画を通して県教委に多くの意見を吸い上げていただきたいとの思いが強くなりました。

県立高等学校再編振興計画の経緯と内容について、お話しいただけますか。よろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

高知県教育委員会において、平成26年10月に策定されました「県立高等学校再編振興計画」では、平成26年度から35年度までの10カ年間を全体計画として、26年度から30年度までを前期実施計画、31年度から35年度までを後期実施計画として策定がなされております。

計画の基本的な考え方は、生徒数の大幅な減少と社会環境の変化、再編振興計画の5つの視点、県立高等学校の適正配置などとして、前期実施計画では、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校との統合及び須崎工業高等学校と須崎高等学校との統合などに取り組んでおります。

前期実施計画の中では、清水高校は連携型中高一貫教育を推進する。教育活動の充実を図り、生徒数の確保に努める。近隣に他の高校がない学校であり、特例として1学年1学級20人以上の最低規模として維持する。南海トラフ地震による津波への対応のため、高台移転を検討する。などとされているところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） 甲藤です。ありがとうございます。清水高校にかかわる部分というのは後期部分ということになりますが、後期の実施計画について、現在わかっている部分についてお話しください。よろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

高知県教育委員会においては、本再編振興計画の前期実施計画が本年度末までとなっていることから、現在、平成31年度から35年度までの後期実施計画の策定に入っており、これまでに教育委員会協議会を18回開催し、再編振興計画の策定スケジュールや各学校のあり方の方向性などについて論議を重ね、その中で幡多地域を初め、5地域において首長や教育長等から意見聴取が行われたところであります。

9月に開催されました18回目の協議会では最終取りまとめが行われ、今後、県教育委員会等での論議を経てパブリックコメントの実施などを計画しているとのことであります。

なお、清水高校のあり方について、9月に公表されました後期実施計画最終取りまとめでは、清水高等学校を高台へ移転することとし、新たな校舎を設置する。実施年度を用地取得や必要な施設整備を検討し、平成35年度をめどに移転を進める、と示されております。

また、その中で高台移転に向けた考え方として、南海トラフ地震による津波被害から確実に生徒・教職員を守るために、速やかに高台へ移転する。目指す姿として、清水中学校の近隣に清水高等学校を設置することで、教職員及び生徒間の交流等の連携が深まり、連携型中高一貫教育による連携授業等の一層の推進が図られる。

施設整備として、清水中学校と清水高校で教室や職員室などは別棟として、体育館やグラウンド等はできるだけ共用する。などとなっているところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） 後期実施計画の状況もよくわかりました。既に最終的な取りまとめも行われたとのことですので、今後の方向といいますか、さまざまな意見を反映させていただくためには、どうやら県教育委員会のホームページの掲載やパブリックコメントの実施が計画されているということですので、パブリックコメント等を通して県教委に多くの意見を吸い上げていただくようにすることをやっていきたいと思っております。

さて、清水高校魅力化の会でさまざま協議されたようですが、清水高校の活性化の方策について、協議されている部分についてわかっている範囲でお話しください。よろしくお願いします。

す。学校教育課長。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

中間報告で、清水高校の活性化について、学校、地域、学校関係者が一緒になって協議する会の設置をとなされていたことを受け設立されました清水高校魅力化の会は、生徒数を確保するための魅力ある振興策を検討し、特色ある学校づくりと学校活性化の提言を行うことを目的に、清水高校校長、教頭を初め、市商工会議所会頭、清水高校定時制教育振興会長、清水小・中学校長、市教育長などで組織し、これまで3回開催しております。

会合では清水高校への入学者や卒業生の進路の推移、清水中学校との連携、特色ある取り組み、南海トラフ地震への対応としての高台移転を初め、今後の清水高校のあり方、目指すべき姿などについて論議を重ねられております。

その中で、特色ある学校づくりにより、地元はもとより外からの生徒の確保を図るために、地域の特性を生かした部活動として、サーフィン、フィッシング、スキューバーダイビングクラブなどの新設やアメリカフェアヘブン姉妹校との留学制度を活用した語学力・チャレンジ精神の強化も提案されているところであります。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） 地域特性を生かそうとするさまざまなアイデア。部活動においては、サーフィンであったりスキューバーダイビングであったり、フィッシングクラブであったり、さまざまなアイデアが協議されていることを知りました。そしてまた、姉妹校との留学制度を利用した形での語学力やチャレンジ精神の強化も提案されているということです。そのようなアイデアが論議されていることを知り、大きな期待感を感じています。アイデアの幾つかが実現され、清水高校の新たな魅力、活性化につながっていくことを応援していきたいと思えます。

最後に、魅力ある清水高校にということで、私自身幾つか提案させていただき、来年創立70周年を迎える清水高校のOBでもある教育長の思いをお話しいただきたいと思えます。

まず、これまでの清水高校への支援の状況をお話してください。教育長、よろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

私が、清水高校で勉学やスポーツに汗を流してから早いもので半世紀近くになりますが、当時は普通科と漁業科がありまして、600名を超える生徒が通学し、体育祭などでは内外野同時に競技を行っておりました。現在では約130名と当時の4分の1にまで減少した姿を目の当たりにして、幾ら少子化とはいえ、時代の移り変わりに隔世の感があり、どのようにすれば母校に入学がふえるのか。県立高校ではありますが、市教育委員会としてできる限りの支援をしていきたいと考えているところであります。

市教育委員会としまして、これまでの取り組みとしましては、連携型中高一貫教育の推進として中高交流授業の実施や連携教材の作成、英語検定等受験料半額支援を初め、清水高校定時制教育振興会へ負担金の支給を行っております。

また、清水高校から関西学院大学人間福祉学部へ指定校推薦にて進学する生徒に入学準備金の貸与とあわせ、清水高校の生徒が卒業後、日本学生支援機構第1種奨学金あるいは土佐清水市奨学資金の貸与を受け、短大、専門学校、大学等に進学し、卒業後、直ちに帰郷した場合、奨学金返還額を補填するなどの支援にも取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） 清水高校へ大変さまざまな支援がされていることがわかりました。特に奨学金の部分などは非常に特色のあるもので、清水の魅力の一つになると思っております。

続いて、3つの提案をさせていただきたいと思います。

提案の1つは高齢化率47.2%の土佐清水市。高齢化の進む本市において、介護や看護に従事する人材が不足している現状は皆さんも御存じのとおりです。清水高校に看護科が設置するようなことがあれば市内外からの進学者もふえ、将来的に介護や看護に従事する人材不足の解消の一助になるのではないかと思います。それに加えて、先ほど本市が清水高校に対する支援の一つとして、奨学金制度の拡充をやっていただいております。その中で、土佐清水市奨学資金の貸与を受け、短大、専門学校、大学等に進学し、卒業後、直ちに帰郷した場合、奨学金返還額を補填するなどの支援にも取り組んでおられるということでもあります。

清水高校を卒業する生徒さんが卒業後直ちに帰還できるようなもの。少し考えてみますと、ひょっとして看護師とか介護士であるというような職業につけば、この土佐清水市において職場がたくさんあるのではないかとというふうに考えております。そういうことを考えますと、もし看護科なるものができれば、また少し清水の若者がふえるのではないかと、そういう思いもしております。そしてまた、在宅医療等については先進的な多職種連携事業等も行われている

土佐清水市であります。高校の看護科は大きな意味があるのではないのでしょうか。

続いての提案は、地域で唯一の高等学校として多様な生徒に向き合っている清水高校において、既に実践されているとは思いますが、国公立大学進学への対応の拡充です。

そして提案の3つ目は、部活動への地域人材の活用です。地域人材の活用が単に部活動の活性化のみならず、清水高校そのものへの興味・関心を誘引させることにつながるのではないかと考えています。

妙な提案ではありますが、というか非常に難しい提案ではありますが、教育長のお考えを少しお話してください。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

まず看護科の新設につきましては、本市を取り巻く状況等から、その必要性は理解できますが、本再編振興計画が論議される背景などから、その実現は厳しいものと認識しております。

また、国公立対応の少人数クラスの創設につきましては、清水高校では、現在クラスを進学コースと多様な進路に対応したコースに分け、進学コースでは文科系と理数系の選択授業を行い、ここ数年、毎年2名程度が国公立大学に進学していると伺っております。今後、保護者等から要望があれば、学校内での検討の上、県教委と協議を行いたいとのことであります。

次に、部活動へ地域人材の活用につきましては、31年度より卓球部へ部活動支援員の雇用を計画しているところで、今後、清水高校から部活動支援員の雇用に当たり、教育委員会へ人材紹介の相談等があれば、協力してまいりたいと考えております。

清水高校は県立高校ではありますが、本市にとって唯一無二の存在であります。これまでも清水高校の活性化に向け、清水高校と連携して取り組んできたところであり、今後も県教委と情報共有を図りながら、清水高校、保護者等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、先般公表されました後期実施計画最終取りまとめ、そして本年度末までに策定されます後期実施計画の実現に向けても協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） 県立高校再編振興計画でありますので、県教委、県の判断ということになります。そのことは私自身十分理解しております。県立高等学校再編振興計画が清水高校にとって大きなプラスメリットをもたらし、来年70周年を迎える清水高校にとって100周

年への契機になることを願って、本日の私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午後 2時14分 休 憩

午後 2時24分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 皆さん、こんにちは。新風会の弘田条です。8月の市議会議員選挙で当選することができました。何とか市民のために一生懸命頑張ってまいります。どうか皆様よろしく願いいたします。

早速ですけども、質問に入ります。

1点目の第3期地域福祉計画についてであります。どのような計画にしようかと取り組んだかについてですが、この計画は既に平成24年4月から5年間の期間で実施されていますが、この計画について、どのように策定され、各地域でどのような地域福祉が実践されているかや、課題などについて質問を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、担当課長の健康推進課長に、この第3期地域福祉計画をどのように策定しようかと取り組んだか伺います。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

地域福祉計画は、土佐清水市総合振興計画を基本とし、障害者計画、障害福祉計画、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等、各種計画との整合性を図りながら本市の地域福祉を推進する目的で策定する計画です。

住民みずからが地域の課題について考え、地域への思いを共有し、互いに協力しながら住民主体による地域福祉の推進に取り組むための道しるべとなるものであり、住民主体の活動をより具体化し、住民による地域福祉活動を活発に行うために策定した計画です。

具体的には、誰もが住みなれた地域で安心して生活できるように住民や行政を初め地域にかかわる全ての人々が協力して、地域での交流、見守り、助け合いといった支え合いを行っていくことです。

加えて、地域で助け合い、支え合っていくためには住民一人一人が地域福祉の担い手であることを自覚し、みずからが率先して地域にかかわっていく気持ちを持ち、その気持ちを広げていく必要があります。

そのため住民へのアンケート調査や各地区での住民座談会により、地域の課題等に対する具体的な取り組みを住民がみずから考え、みずから取り組むことを大切に考え、地域福祉計画の策定に取り組みました。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。

次に、どのように計画が策定されるかという質問ですけれども、私も平成28年9月に開催された三崎市民センターでの住民座談会に参加しました。市長の挨拶の後、社会福祉協議会の説明や、班別討議では課題や私ができること、地域でできることなどを話し合いました。最後には高知県立大学の田中先生のお話もあり、充実した座談会であったと記憶しておりますが、土佐清水市全体を振り返り、どのように進められたかお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

第3期地域福祉計画の策定は、平成28年6月に第1回策定委員会・作業部会並びに高知県立大学田中きよむ教授の講演による合同研修会を開催した上で、住民の地域福祉への認識、問題やニーズを把握するため、市内に住む15歳以上、1,000人を対象にアンケート調査を実施しました。そして8月から9月にかけて、市内10カ所で住民座談会を開催しました。

住民座談会では、地域福祉とはどのような取り組みなのか説明した上で、アンケート調査の集計結果を検討の材料として報告し、5、6人ほどのグループで第2期計画の活動事例、地域の不安や課題への、自助・共助・公助による解決策と地域の10年後の将来像について話し合いをしました。

また、清水中学校生徒会と策定委員会作業部会委員、事務局で意見交換会を開催し、本市の魅力ある地域像と魅力ある土佐清水市にするために、自分たちができることや、やってみたいことなどについて話し合い、中学生ならではの視点から夢や希望に満ちたアイデアや意見をたくさんいただきました。

住民座談会、アンケート調査の分析、集計結果や中学生のアイデアや意見をもとに、民生委員各地区会長、老人クラブ、小中学校PTA連絡協議会、事業所等で構成する、計画策定作業部会で協議・検討を重ね、重点目標、活動目標、実施目標、具体的な取り組みに向けて整理・

検討し、計画の体系図等の計画案を作成。その上で地域福祉計画策定委員会で協議・検討し、第3期土佐清水市地域福祉計画を策定しました。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。

次に、各地区での取り組みの状況についてであります。ことし3月の広報と一緒に、第3期地域福祉計画実践事例集が配布されていまして。実践事例集を見てみますと、サロンでモーニングを始めたや、ラジオ体操で毎朝つながる、ニコニコ公園を利用して地区民の交流で元気な浦に、などの紹介があり、各地区で取り組みが進められてきたと感じました。このほかの事例も紹介していただきたいと思いますし、また各地区の実施状況についても教えてください。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

各地区の取り組みについて幾つか御紹介いたします。

立石地区では、平成22年に地域住民によって復活した仁井田神社の祭り、伝統の太刀踊りの継承に取り組んでいます。祭りを継続していくことで住民力がますます高まり、住民同士のふだんのかかわりもふえ、祭りを楽しみに帰郷する人もいるとのこと。

次に、大浜地区では「花いっぱい地域づくり」をスローガンに、地区全体で明るく健康な日常生活を目指して、地区内の主要道路沿いに花壇をつくり、市道沿いの家にプランターで花を植えることで、美しく元気で活力のある地域づくりに取り組んでいます。

次に、下ノ段では、田平公園に「めだかハウス」をつくり、ひとり暮らしの高齢者など地域の人が誘い合ってきづなづくりのための食事会など、住民みんなが集まり会話を楽しむ中で、人と人がつながることを進めています。

田平公園を拠点に、春はこいのぼり運動会、冬はイルミネーション等、人の心を和ませてくれる地域の交流の場づくりに取り組んでいます。

次に、貝ノ川浦と貝ノ川郷では、10年間途絶えていた貝ノ川の伝統であるヘイチャン踊りを地域住民が協力して復活させました。踊りの練習や準備に向けて顔を合わせることで地域住民のきずなが深まったとのこと。

市内では、地域福祉計画に沿って地域福祉活動に取り組んでいる地区が平成30年9月末時点で30地区あります。取り組み内容は、伝統行事の継続、伝統行事・伝統文化を通じたコミュニティづくり、集会所を喫茶店として活用したモーニング、将棋教室、防災・避難訓練、三世代交流、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ夫妻への見守り支援、健康体操、お茶会、運動会、

地区内の美化運動等々多様な取り組みが盛んに行われています。

また、このほかにも住民主体の地域での取り組みである、いきいきサロンは49地区、運動教室は41地区で開催されるなど活発に地域福祉活動の取り組みが進められています。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。各地区でいろんな取り組みが進められていることがよくわかりました。ありがとうございます。

ここで、斧積の活動事例を少し紹介させていただきます。私の地元、斧積では、平成17年度から活動がスタートしました。5大祭りとしまして、正月の初歩き祭り、4月の花見祭り、7月の七夕祭り、9月には高知県立大学生を招いての元気祭り、11月にはスポレク祭りなどのイベントや月に一度のサロンの開催、毎週水・土曜日にペットボトル体操などを行ってきました。また、モーニングサービスも始めました。ことしに入って利用者が5,000人を超えました。この結果、みんなが元気でますます仲よく過ごせるようになったと思います。また、市内外から視察もたくさん来ていただけるようになりました。活動が始まって14年目となりましたが、これからも頑張っていきたいと考えています。

最後は市長にお伺いいたします。現在の高齢化率は47%ですが、あと数年すれば65歳以上の高齢者が2人に1人となる超高齢化の土佐清水となると予測されています。区長場や集会所を改善して利用しやすい施設にしたり、各地区に出向いている姿もよく見かけます。斧積でも必ずといっていいほど来ていただき感謝しています。ますます進行する高齢化社会にどう取り組んでいくか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これまでこちらの席におられて、議員の席から見る、またこっちの執行部のほうを見てですね、何か違和感があるのではないかというふうに思います。今の健康推進課長からも詳しく説明もありましたし、また弘田議員もみずから、特におのづみ元気村の取り組みにも中心のかかわっておられますので、第3期の地域福祉計画、私はこの計画自身は、何といたしますか、地域をいかに元気にしていくのか、地域活性化の取り組みと言えるのではないかと感じているところであります。サロンとかですね、いろんな取り組み、今、課長が報告したように、元気なお年寄りがお年寄りを支える、元気なお年寄りが地域を支える、そういう仕組みが各地域で、できつつあるというふうに感じております。私も時間が許す限り、地域に赴き交流をさせていただいているところですが、本当に強く感じております。

第3期福祉計画を策定するに当たっても、10カ所で座談会が行われました。私は8カ所に

参加しました。ただ、私がいるとなかなか意見が出にくいのではないかという課長の配慮もありまして、挨拶をして問題提起をして退席をさせていただいているのですが、まさに住民が住民の力でつくった計画だというふうに、私は胸を張って言えると思います。そういう中で、また繰り返しになりますが、斧積の取り組みというのは本当に先進的、14年目を迎えるわけですが、先進的な取り組みでありまして、そのおのづみ元気村の取り組みが各地域に私はだんだんと広がっていったのではないかと考えておりますし、斧積のこれまでの取り組みに心からの敬意と感謝を申し上げる次第でございます。基本理念は、「みんな家族 地域のきずなで支えあう とさしみず」これが基本理念でありますので、今後とも地域の住民力、また社会福祉協議会等、関係機関との協働によって、超高齢化社会の中にあって本当に高知県でも20年先の高齢化社会の土佐清水市が全国の手本になれるような、そういう取り組みに発展するように、住みなれた地域で健やかに、お年寄りが人間としての尊厳と誇りを持って生きていけるような、そういう社会を目指して今後も取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。何をやるにしても、やっぱり市の協力、そして何といても社会福祉協議会、これがいつも協力していただくし指導もしていただきながらずっと支えていただきました。感謝しておりますので、これからはぜひ、協力していきながら、ともにまた地域の見本となるよう、よろしく頑張っていきたいと思っておりますし、よろしくお願いいたします。この第3期地域福祉計画については以上で終わります。

次に、2点目の竜串再開発についてであります。

まず1点目の新足摺海洋館についてであります。竜串は、ここ2年間で大きく変わっていきます。新足摺海洋館の建設、ビジターセンターの建設、そして爪白キャンプ場の再整備など、これを機会に以前のようにたくさんの観光客に来ていただきたいと考えています。

まずは新足摺海洋館について、建物の工期や建設予算額、建物の規模・構造、またコンセプトや魅力などについて、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

竜串地域では、国が国立公園ビジターセンターを、県が足摺海洋館を、市が爪白キャンプ場の整備を計画し、周辺の遊歩道や看板をそれぞれがまた整備するという計画を進めております。再来年度、平成32年度には全てがオープンし、地域全体が大きく変化します。

竜串地域は昭和45年に日本初の海中公園に指定され、それを契機に足摺海洋館や海底館な

どの観光施設の整備が進み、多くの観光客でにぎわいました。しかしそれ以降、時代の流れに伴う観光客のニーズ変化や施設の老朽化等により観光客は大きく減少しています。今回の開発は、そのとき以来の大きな好機であると考えています。

前置きが長くなりましたが、新足摺海洋館についてお答えします。

工期といいますか今後のスケジュールについてですが、現在造成工事を行っておりまして、来年度に建築主体工事を行う予定です。再来年度、夏ごろのオープンということを聞いております。

建築予算額については、所管する高知県地域観光課に問い合わせたところ、総工事費は44億9,000万円ということです。

規模・構造は、鉄筋コンクリート造地上2階建て、延べ床面積3,310平方メートルで、展示水槽は、旧館が、古い館なんですけど、38基約461トンであるのに対し、新しくできる新館では70基710トンと大幅な大型化が図られています。

新足摺海洋館は、竜串地域全体が大きな自然の水族館というコンセプトのもと、水族館の展示と目の前の自然環境やアクティビティが連動している日本初といえるような特徴ある水族館に生まれ変わる予定です。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。

続きまして、ビジターセンターについてであります。新足摺海洋館と同様、建物の工期や建設予算額、建物の規模・構造についてと、ビジターセンターはどんな施設かも説明をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

国立公園ビジターセンターにつきまして、所管します環境省土佐清水自然保護官事務所に問い合わせました。工期につきましては来年度、オープンも含めまして平成31年度中であるということを聞いております。実施設計金額は4億3,000万円、鉄筋コンクリート造一部木造の平家建て、建築面積は584平方メートルです。

この施設は、足摺宇和海国立公園初のビジターセンターとして地域全体の利用者増加を目指した地域のエントランス、自然資源の保全・活用の拠点を目的に整備するもので、施設内は竜串海域公園を中心とした足摺宇和海国立公園や、現在進めております土佐清水ジオパークに関

する展示を行い、地域のマリンアクティビティの総合案内などもできる施設というふうになる予定であります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 次に、爪白キャンプ場についてであります。同じ質問ですけども、工期や施設の整備、予算額、またこの爪白キャンプ場はどのような施設になるのか。施設の特徴などを紹介お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

現在管理棟及び園地整備の工事が始まっておりますが、平成30年度中には全て終え、来年度当初、4月のオープンの予定です。整備に関する予算額は、建築主体工事等に2億2,530万5,000円、園地整備に6,804万円、モバイルハウス、これは宿泊棟というものですが、これに9,720万円、合計3億9,054万5,000円となっております。

新爪白キャンプ場は、大手アウトドアメーカー、スノーピーク社の監修のもと、海へのベースキャンプをコンセプトに、海と隣接した芝生のフリーサイト、国立公園内でキャンプができることなどを整備の基本的な考えとし、さらに近年需要が高まってきている高級感あるキャンプにも対応できるよう、モバイルハウスを12棟整備します。全体ではモバイルハウスに加え、フリーサイトが60、オートサイトが10、さらにストアや浴場を併設したキャンプ場の核となる管理棟を整備します。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。

引き続き、観光商工課長にお聞きします。PRと地元との連携についてであります。大変期待が大きいので、これからのPRや地元との連携や盛り上がりも大切と考えています。PRや地元との連携はどのように行っていくか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えします。

まずPRについてですが、もう既に始めておりまして、本市の魅力である海の幸を売りに、

カツオのたたきが食べられるキャンプ場としてPRするために、9月に土佐清水市観光協会と、スノーピーク社が運営します大阪府箕面市と、それから大分県奥日田のキャンプ場に、たたきの実演とオープンの告知に行き、大好評でした。今後も先行する越知町のキャンプ場と連携をとり、本市の独自性も加えながら各種メディアやSNSを通じて情報発信をするつもりです。

また、地元との連携につきましては、今までも地域での住民説明会や地区役員さんとの協議などを行ってまいりました。地元との共存というのは不可欠でありまして、指定管理者決定後は、現在行っている草刈り業務や地域イベントでの連携など、具体的な協議を行いたいと考えています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 最後に市長にお伺いいたします。以前、竜串が海中公園や国立公園になった当時はたくさんの観光客が竜串を訪れ、大変にぎわっていました。地元の皆さんにも雇用があって多くの方が竜串で働いていました。この竜串再開発を契機に、PRや地元の盛り上がりも大切と考えていますが、どのように取り組んでいくかお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 大変わくわくしております。思えばですね、昭和45年、1970年、当時小学校6年でありました。物すごい観光客の数で、また日本も高度経済成長の真っただ中で、大阪の万博が行われた年でもありました。下川口の自宅から竜串まで車が数珠つなぎというような状況で、私もおばが竜串の民宿を当時建設しまして、それもはやってはやって2、3年で元を取ったという、そういうような時代でして、あのときの盛り上がりといいますか、そういうものが、ぜひこの再整備によってよみがえるといいますか、再現できないかなというふうに期待をしているところであります。

この竜串地域の再開発というのは、本市のみならず高知県にとっても観光拠点となる大型プロジェクトでありまして、土佐清水市においても竜串だけにとどまらず、市街地へ、足摺へ、そして土佐清水市全体へ、さらには高知県全体の観光に多大な経済波及効果をもたらすものと確信をしておるところであります。その中で、各種施設の計画にあわせ地域の事業者が連携した周遊の仕組みづくりにも取り組むために、この4月に観光クラスター推進協議会が設立されて、地元の皆様とともに地域の整備計画策定に向けた協議が進んでおります。

今後におきましても、国・県・市と地元が連携を図りながら、この大きなチャンスを最大限に生かすように、本市の基幹産業である観光業の飛躍的な発展を目指し、市全体の活性化につ

なぐる施策を展開してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。私も市長と同じように、小さいときにはたくさん来ていただいて、それを今聞いて思い出しました。竜串のほうも下川口のほうもそうでしたけど、松崎のほうは来るにも自動車が30分もとめられてみたいなきもあって、それだけたくさん来てましたし、それから本当に車もいっぱい来て本当ににぎわったことを思い出したので、ぜひ、この契機にまたにぎやかになってみんなが来ていただきたいというふうに思っていますし、私も地元ですので微力ですけど一生懸命応援して頑張ってまいります。ということで、みんなでもた期待していきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会をいたします。明10月10日、午前10時に再開をいたします。
お疲れさまでございました。

午後 2時53分 延 会